工　事　設　計　書　等

工事設計書等のダウンロードにあたって

　知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における１次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による２次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省　関東地方整備局
荒川調節池工事事務所

鏡

１．工事名

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事
工事地名	埼玉県さいたま市西区二ツ宮地先

２．工事内容

１）	発注年月	令和 8年 6月	１２）	設 計 年 月	令和 8年 8月
２）	事務所名	荒川調節池工事事務所　工務課	１３）	機械損料一括補正	0　　労務費一括割増　　0%
３）	工事番号	2026061011	１４）	単価適用年月	2026年 8月
４）	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	１５）	歩掛適用年月	2026年 8月
５）	変更回数	0回	１６）	前請負工事費	0
６）	主 工 種	河川工事	１７）	前請負代金額	0
７）	工 事 量	一式	１８）	調 整 区 分	0
８）	工　　期	190日間　自　令和 8年 9月18日	１９）	共通仮設費対象額	
		（当初）　至　令和 9年 3月26日	２０）	現場管理費対象額	
		（ 0回変更）　至　年 月 日	２１）	一般管理費等対象額	
９）	施 工 県	埼玉県	２２）	処 分 費 等	0
１０）	地　　区	大宮地区	２３）	公 告 日	令和 8年 6月24日
１１）	河川・路線	荒川上流本川	２４）	入 札 締 切 日	年 月 日

築堤・護岸
河川土工
法覆護岸工
仮設工

３．予算科目

1） 予算科目：	2） 目：	3） 目の細分：	4） 事業名：

設計内訳書

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
築堤･護岸		式	1		172,411,281			
河川土工		式	1		9,706,823			
掘削工		式	1		1,502,822			
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	m3	3,300	436.7	1,441,110			単-1号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		56,280			内-1号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		5,432			内-2号
盛土工		式	1		6,044,970			
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3	710	6,859	4,869,890			単-2号
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3	900	922	829,800			単-3号
路体(築堤)盛土(ICT)		m3	1,300	265.6	345,280			単-4号
法面整形工		式	1		2,159,031			
法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土､砂及び砂質土､粘性土	m2	1,510	910.5	1,374,855			単-5号

設計内訳書

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2	1,360	576.6	784,176			単-6号
法覆護岸工		式	1		149,815,721			
作業土工		式	1		6,537,532			
床掘り	土砂	式	1		574,420			内-3号
埋戻し		式	1		4,138,800			内-4号
基面整正		式	1		528,360			内-5号
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式	1		1,181,880			内-6号
整地	残土受入れ地での処理	式	1		114,072			内-7号
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連結ﾌﾞﾛｯｸ張)(左岸側)		式	1		49,340,147			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	189	28,670	5,418,630			単-7号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	188.3	21,120	3,976,896			単-8号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	71.7	21,070	1,510,719			単-9号

設計内訳書

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	m	188.3	33,740	6,353,242			単-10号
大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	m2	1,754	18,290	32,080,660			単-11号
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連結ﾌﾞﾛｯｸ張) (低水路)		式	1		34,026,829			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	190	28,670	5,447,300			単-12号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	189.8	21,960	4,168,008			単-13号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	29.7	24,210	719,037			単-14号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	m	189.8	34,580	6,563,284			単-15号
大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	m2	916	18,700	17,129,200			単-16号
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連結ﾌﾞﾛｯｸ張) (右岸側)		式	1		54,150,403			
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	194	28,670	5,561,980			単-17号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	194.7	21,960	4,275,612			単-18号
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m	78.5	24,210	1,900,485			単-19号

設計内訳書

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事	（当　初）	事業区分	河川改修
			工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	m	194.7	34,580	6,732,726			単-20号
大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	m2	1,908	18,700	35,679,600			単-21号
底版工		式	1		5,760,810			
河床ｺﾝｸﾘｰﾄ		m3	121	47,610	5,760,810			単-22号
仮設工		式	1		12,888,737			
工事用道路工		式	1		2,665,613			
工事用道路盛土		式	1		651,957			内-8号
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置･撤去	式	1		2,013,656			内-9号
水替工		式	1		7,084,000			
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	式	1	7,084,000	7,084,000			単-23号
仮水路工		式	1		3,139,124			
暗渠排水管	φ1350	式	1		3,139,124			内-10号

設計内訳書

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接工事費		式	1		172,411,281			
共通仮設費		式	1		20,146,710			
共通仮設費		式	1		8,681,710			
運搬費		式	1		2,289,710			
仮設材運搬費		式	1		2,289,710			内-11号
技術管理費		式	1		5,186,000			
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式	1		1,146,000			内-12号
第三者による品質証明に係る費用		式	1		4,040,000			内-13号
現場環境改善費（率計上）		式	1		1,206,000			
共通仮設費（率計上）		式	1		11,465,000			
純工事費		式	1		192,557,991			
現場管理費		式	1		42,246,000			

設計内訳書

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事　（当　初）	事業区分	河川改修
		工事区分	築堤･護岸

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事原価		式	1		234,803,991			
一般管理費等		式	1		38,026,009			
工事価格		式	1		272,830,000			
消費税相当額		式	1		27,283,000			
工事費計		式	1		300,113,000			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　1号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 6.5km以下	m３	40	1,407	56,280			
合　計					56,280			

一式当たり内訳書

整地

第　2号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	40	135.8	5,432			
合　計					5,432			

一式当たり内訳書

床掘り

第　3号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床掘り	土砂 標準 無し 無し	m３	2,200	261.1	574,420			
合　計					574,420			

一式当たり内訳書

埋戻し

第　4号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
埋戻し	最大埋戻幅1m未満	m３	1,200	3,449	4,138,800			
合　計					4,138,800			

一式当たり内訳書

基面整正

第　5号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
基面整正		m２	1,020	518	528,360			
合　計					528,360			

一式当たり内訳書

土砂等運搬

第　6号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 6.5km以下	m３	840	1,407	1,181,880			
合　計					1,181,880			

一式当たり内訳書

整地

第　7号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m３	840	135.8	114,072			
合　計					114,072			

一式当たり内訳書

工事用道路盛土

第　8号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
＜設置＞								
積込（ルーズ）	土砂 土量50,000m3未満	m３	360	255.6	92,016			
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	360	435.5	156,780			
路体（築堤）盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	m３	330	260.3	85,899			
＜撤去＞								
掘削	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 無し 5,000m3未満	m３	330	390.1	128,733			
土砂等運搬	標準 ﾊﾞｯｸﾎｳ ﾊﾞｹｯﾄ容量0.8m3 土砂(岩塊･玉石混り土含む) 無し 0.3km以下	m３	330	435.5	143,715			
整地	残土受入れ地での処理	m３	330	135.8	44,814			
合　計					651,957			

一式当たり内訳書

敷鉄板

第　9号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
＜施工箇所＞								
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	ｍ２	725	448.5	325,162			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 126日 無 有	枚	78	11,940	931,320			
＜秋ヶ瀬SY＞								
敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	ｍ２	437	448.5	195,994			
敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 126日 無 有	枚	47	11,940	561,180			
合　計					2,013,656			

一式当たり内訳書

暗渠排水管

第　10号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
＜設置＞								
暗渠排水管	据付 波状管 ダブル構造 呼径1,350mm 要 全ての費用	m	17	181,900	3,092,300			
＜撤去＞								
暗渠排水管	撤去 波状管 1,100～1,500mm 全ての費用	m	17	1,537	26,129			
現場発生品及び支給品運搬	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t 有り 17.0km以下	t	1.02	10,090	10,291			
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し	ﾄﾗｯｸ[ｸﾚｰﾝ装置付]通称2t積級 吊能力2.9t	t	1.02	10,200	10,404			
合　計					3,139,124			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費

第　11号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
＜施工箇所＞								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	125.1	4,210	526,671			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	125.1	4,210	526,671			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	t	125.1	3,000	375,300			
＜秋ヶ瀬SY＞								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	75.4	4,210	317,434			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	75.4	4,210	317,434			
仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	t	75.4	3,000	226,200			
合　計					2,289,710			

一式当たり内訳書

ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)

第　12号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	式	1		598,000			
システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	式	1		548,000			
合　計					1,146,000			

一式当たり内訳書

第三者による品質証明に係る費用

第　13号内訳書

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
第三者による品質証明に係る費用	技師(B) 40人日(その他原価及び一般管理費等を含む)	式	1		4,040,000			
合　計					4,040,000			

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－1号	掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	単位	m3	数量	1	単価	436.7

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
掘削（ＩＣＴ）	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 無し 5,000m3未満	ｍ３	1	436.7	436.7	
計					436.7	
単価					436.7	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－2号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,859

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	2.5m未満	ｍ３	1	6,859	6,859	
計					6,859	
単価					6,859	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－3号	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量	1	単価	922

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土	2.5m以上4.0m未満	ｍ３	1	922	922	
計					922	
単価					922	円／m3

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－4号	路体(築堤)盛土(ICT)		単位	m3	数量	1	単価	265.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
路体（築堤）盛土（ＩＣＴ）	20,000m3未満 無し	ｍ３	1	265.6	265.6	
計					265.6	
単価					265.6	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－5号	法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	単位	m2	数量	1	単価	910.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形（ＩＣＴ）	切土部 ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	ｍ２	1	910.5	910.5	
計					910.5	
単価					910.5	円／m2

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－6号	法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	単位	m2	数量	1	単価	576.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形（ＩＣＴ）	盛土部 無し ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	ｍ２	1	576.6	576.6	
計					576.6	
単価					576.6	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－7号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	28,670

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト基礎ブロック		m	20	5,235	104,700	
プレキャスト基礎ブロック （材料費）		m	20	22,400	448,000	
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	0.2	4,214	842.8	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	14	1,407	19,698	
計					573,240.8	
単価					28,670	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－8号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	21,120

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ工	作業半径8.0m超 又は 吊上げ高さ5.8m超	m	20	4,365	87,300	
プレキャスト縦帯ブロック	B300×H500	m	20	16,000	320,000	
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	ｍ２	0.2	4,214	842.8	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	10	1,407	14,070	
計					422,212.8	
単価					21,120	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－9号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	10	単価	21,070

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯ﾌﾞﾛｯｸ工	作業半径8.0m超 又は 吊上げ高さ5.8m超	m	10	4,365	43,650	
プレキャスト横帯（隔壁）ブロック（材料費）		m	10	16,000	160,000	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	5	1,407	7,035	
計					210,685	
単価					21,070	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－10号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	33,740

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止めﾌﾞﾛｯｸ工	作業半径8.0m超 又は 吊上げ高さ5.8m超	m	20	4,365	87,300	
プレキャスト巻止ブロック（材料費）		m	20	28,600	572,000	
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	ｍ２	0.3	4,214	1,264.2	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	10	1,407	14,070	
計					674,634.2	
単価					33,740	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－11号	大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	単位	m2	数量	1	単価	18,290

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張工	150kg/個以上 作業半径8.0m超又は吊上げ高さ5.8m超	ｍ２	1	2,350	2,350	
大型連結ブロック	300型 連結金具含む	ｍ２	1	14,000	14,000	
吸出し防止材設置		ｍ２	1	1,059	1,059	
間詰工		ｍ３	0.002	411,100	822.2	
モルタル	１：３　高炉	ｍ３	0.002	27,500	55	
計					18,286.2	
単価					18,290	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－12号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	28,670

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト基礎ブロック		m	20	5,235	104,700	
プレキャスト基礎ブロック （材料費）		m	20	22,400	448,000	
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	ｍ２	0.2	4,214	842.8	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	14	1,407	19,698	
計					573,240.8	
単価					28,670	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－13号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	21,960

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト縦帯ブロック		m	20	5,206	104,120	
プレキャスト縦帯ブロック	B300×H500	m	20	16,000	320,000	
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	ｍ２	0.2	4,214	842.8	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	10	1,407	14,070	
計					439,032.8	
単価					21,960	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－14号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	10	単価	24,210

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト横帯（隔壁）ブロック		m	10	7,503	75,030	
プレキャスト横帯（隔壁）ブロック（材料費）		m	10	16,000	160,000	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	5	1,407	7,035	
計					242,065	
単価					24,210	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－15号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	34,580

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト巻止ブロック		m	20	5,206	104,120	
プレキャスト巻止ブロック （材料費）		m	20	28,600	572,000	
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	0.3	4,214	1,264.2	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	10	1,407	14,070	
計					691,454.2	
単価					34,580	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－16号	大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	単位	m2	数量	1	単価	18,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
連節ブロック張	150kg/個以上 連結金具 不要 有り	ｍ２	1	17,820	17,820	
間詰工		ｍ３	0.002	411,100	822.2	
モルタル	１：３　高炉	ｍ３	0.002	27,500	55	
計					18,697.2	
単価					18,700	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－17号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	28,670

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト基礎ブロック		m	20	5,235	104,700	
プレキャスト基礎ブロック （材料費）		m	20	22,400	448,000	
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	ｍ２	0.2	4,214	842.8	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	14	1,407	19,698	
計					573,240.8	
単価					28,670	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－18号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	21,960

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト縦帯ブロック		m	20	5,206	104,120	
プレキャスト縦帯ブロック	B300×H500	m	20	16,000	320,000	
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	0.2	4,214	842.8	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	10	1,407	14,070	
計					439,032.8	
単価					21,960	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－19号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	単位	m	数量	10	単価	24,210

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト横帯（隔壁）ブロック		m	10	7,503	75,030	
プレキャスト横帯（隔壁）ブロック（材料費）		m	10	16,000	160,000	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	5	1,407	7,035	
計					242,065	
単価					24,210	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－20号	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	単位	m	数量	20	単価	34,580

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト巻止ブロック		m	20	5,206	104,120	
プレキャスト巻止ブロック （材料費）		m	20	28,600	572,000	
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	m２	0.3	4,214	1,264.2	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m２	10	1,407	14,070	
計					691,454.2	
単価					34,580	円／m

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－21号	大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	単位	m2	数量	1	単価	18,700

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
連節ブロック張	150kg/個以上 連結金具 不要 有り	ｍ２	1	17,820	17,820	
間詰工		ｍ３	0.002	411,100	822.2	
モルタル	１：３　高炉	ｍ３	0.002	27,500	55	
計					18,697.2	
単価					18,700	円／m2

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－22号	河床ｺﾝｸﾘｰﾄ		単位	m3	数量	121.3	単価	47,610

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート	無筋･鉄筋構造物 ｺﾝｸﾘｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟ車打設 各種 10m3以上100m3未満 一般養生 延長無し 全ての費用	ｍ３	121.3	30,950	3,754,235	
基礎砕石	12.5cmを超え17.5cm以下 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	ｍ２	606.4	1,407	853,204.8	
目地板	30m2未満 樹脂発泡体(15倍発泡)t=10	ｍ２	6.1	4,214	25,705.4	
溶接金網設置工	異形鉄筋金網(D10 200mm×200mm)	ｍ２	596.1	962.6	573,805.86	
異形鉄筋金網	D10 200mm×200mm	ｍ２	596.1	952	567,487.2	
計					5,774,438.26	
単価					47,610	円／m3

１次単価表

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単－23号	ﾎﾟﾝﾌﾟ 排水	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	式	数量	1	単価	7,084,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ポンプ設置・撤去		箇所	1	97,520	97,520	
ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	124	28,170	3,493,080	
ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	124	28,170	3,493,080	
計					7,083,680	
単価					7,084,000	円／式

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ工	作業半径8.0m超 又は 吊上げ高さ5.8m超	単位	m	数量	10	単価	4,365

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.31	32,700	10,137	
特殊作業員		人	0.31	29,000	8,990	
普通作業員		人	0.31	25,900	8,029	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.31	53,200	16,492	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					43,650	
単価					4,365	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯ﾌﾞﾛｯｸ工	作業半径8.0m超 又は 吊上げ高さ5.8m超	単位	m	数量	10	単価	4,365

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.31	32,700	10,137	
特殊作業員		人	0.31	29,000	8,990	
普通作業員		人	0.31	25,900	8,029	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.31	53,200	16,492	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					43,650	
単価					4,365	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止めﾌﾞﾛｯｸ工	作業半径8.0m超 又は 吊上げ高さ5.8m超	単位	m	数量	10	単価	4,365

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.31	32,700	10,137	
特殊作業員		人	0.31	29,000	8,990	
普通作業員		人	0.31	25,900	8,029	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.31	53,200	16,492	
諸雑費（まるめ）		式	1		2	
計					43,650	
単価					4,365	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張工	150kg/個以上 作業半径8.0m超又は吊上げ高さ5.8m超	単位	ｍ２	数量	10	単価	2,350

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.1	32,700	3,270	
ブロック工		人	0.2	32,400	6,480	
特殊作業員		人	0.1	29,000	2,900	
普通作業員		人	0.2	25,900	5,180	
ラフテレーンクレーン［油圧伸縮ジブ型］	最大吊上能力２５ｔ吊	日	0.1	53,200	5,320	
諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		350	
計					23,500	
単価					2,350	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	間詰工		単位	ｍ３	数量	1	単価	411,100

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
左官		人	6.67	32,800	218,776	
普通作業員		人	6.67	25,900	172,753	
諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		19,571	
計					411,100	
単価					411,100	円／ｍ３

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	プレキャスト縦帯ブロック		単位	m	数量	1	単価	5,206

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
プレキャスト巻止ブロック		m	1	5,206	5,206	
計					5,206	
単価					5,206	円／m

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	溶接金網設置工	異形鉄筋金網(D10 200㎜×200㎜)	単位	ｍ２	数量	100	単価	962.6

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	1	32,700	32,700	
普通作業員		人	1	25,900	25,900	
運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	バケット容量０．２８ｍ３　吊能力１．７ｔ吊	日	1	5,960	5,960	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					96,260	
単価					962.6	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板設置・撤去	設置･撤去	単位	ｍ２	数量	100	単価	448.5

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.295	32,700	9,646	
とび工		人	0.295	32,400	9,558	
普通作業員		人	0.295	25,900	7,640	
バックホウ（クローラ型）運転		日	0.295	59,560	17,570	
諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		436	
計					44,850	
単価					448.5	円／ｍ２

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(㎜) 無 126日 無 有	単位	枚	数量	1	単価	11,940

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料	２２×１５２４×６０９６ｍｍ	枚	1	10,836	10,836	
整備費（敷鉄板）	２２×１５２４×６０９６ｍｍ	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）		式	1		4	
計					11,940	
単価					11,940	円／枚

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ポンプ設置・撤去		単位	箇所	数量	1	単価	97,520

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
土木一般世話役		人	0.5	32,700	16,350	
特殊作業員		人	0.1	29,000	2,900	
普通作業員		人	2	25,900	51,800	
バックホウ運転		日	0.5	52,930	26,465	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					97,520	
単価					97,520	円／箇所

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	28,170

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
特殊作業員		人	0.17	29,000	4,930	
工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	1	503	503	
発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	1	21,920	21,920	
諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		817	
計					28,170	
単価					28,170	円／日

参考資料（１）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	北海道･東北･関東･北陸･中部 10km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量	1	単価	4,210

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
基本運賃区分Ｂ	製品長12m以内 10kmまで	t	1	4,210	4,210	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					4,210	
単価					4,210	円／ｔ

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	仮設材等の積込み，取卸し費	積込み,取卸し(往復分)	単位	t	数量	1	単価	3,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
積込み．取卸し費（仮設材等）		t	2	1,500	3,000	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					3,000	
単価					3,000	円／ｔ

参考資料（1）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾊﾞｯｸﾎｳ	単位	式	数量	1	単価	598,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	バックホウ	式	1		598,000	
計					598,000	
単価					598,000	円／式

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	システム初期費（ＩＣＴ）	ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞ	単位	式	数量	1	単価	548,000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
システム初期費	ブルドーザ	式	1		548,000	
計					548,000	
単価					548,000	円／式

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	59,560

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700	
軽油		L	119	145	17,255	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	バケット容量０．８ｍ３　吊能力２．９ｔ吊	日	1.06	10,000	10,600	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					59,560	
単価					59,560	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ運転		単位	日	数量	1	単価	52,930

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）		人	1	31,700	31,700	
軽油		L	45	145	6,525	
バックホウ（クローラ）［標準・クレーン機能付き］	バケット容量０．８ｍ３　吊能力２．９ｔ吊	日	1.47	10,000	14,700	
諸雑費（まるめ）		式	1		5	
計					52,930	
単価					52,930	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	503

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工事用水中モータポンプ［普通型］	潜水ポンプ　口径２００ｍｍ　全揚程１０ｍ	日	1.1	458	503	
諸雑費（まるめ）		式	1		0	
計					503	
単価					503	円／日

参考資料（２）

単価使用年月	2026.08
歩掛使用年月	2026.08
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価	21,920

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油		L	137	145	19,865	
発動発電機［ディーゼルエンジン駆動］	４５ｋＶＡ	日	1.1	1,860	2,046	
諸雑費（まるめ）		式	1		9	
計					21,920	
単価					21,920	円／日

工　事　数　量　総　括　表

工 事 名　　Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事

国土交通省 関東地方整備局
荒川調節池工事事務所　工務課

工事数量総括表

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
築堤･護岸		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削(ICT)	土砂 ｵｰﾌﾟﾝｶｯﾄ 障害無し 5,000m3未満	m3		3,300		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		710		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		900		
路体(築堤)盛土(ICT)		m3		1,300		
法面整形工		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事	（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
法面整形(切土部)(ICT)	ﾚｷ質土、砂及び砂質土、粘性土	m2		1,510		
法面整形(盛土部)(ICT)	法面締固め無し	m2		1,360		
法覆護岸工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	式		1		
埋戻し		式		1		
基面整正		式		1		
土砂等運搬	土砂(岩塊･玉石混り土含む)	式		1		
整地	残土受入れ地での処理	式		1		
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連結ﾌﾞﾛｯｸ張) (左岸側)		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		189		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		188.3		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		71.7		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	m		188.3		
大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	m2		1,754		
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連結ﾌﾞﾛｯｸ張) (低水路)		式		1		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		190		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		189.8		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		29.7		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	m		189.8		
大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	m2		916		
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工(連結ﾌﾞﾛｯｸ張) (右岸側)		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ基礎ﾌﾞﾛｯｸ	底幅 50ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		194		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ縦帯ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		194.7		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ横帯(隔壁)ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 50ｃｍ	m		78.5		
ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ巻止ﾌﾞﾛｯｸ	幅 30ｃｍ 高さ 100ｃｍ	m		194.7		
大型連結ﾌﾞﾛｯｸ張	300型	m2		1,908		
底版工		式		1		
河床ｺﾝｸﾘｰﾄ		m3		121		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
工事用道路盛土		式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096(㎜) 設置･撤去	式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
水替工		式		1		
ﾎﾟﾝﾌﾟ排水	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	式		1		
仮水路工		式		1		
暗渠排水管	φ1350	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
技術管理費		式		1		
ｼｽﾃﾑ初期費(ICT)		式		1		

工事数量総括表

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事　　（ 当　　初 ）

工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
第三者による品質証明に係る費用		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

（土木工事、鋼橋工場製作工事）

R８荒川第二調節池池内水路整備その４工事

（　当　　初　）　請負工事費計算書

(1)直接工事費	172,411,281		
(2)共通仮設費	20,146,710		
(3)純工事費 (1)+(2)	192,557,991		
(4)現場管理費	42,246,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0	(16)工場製作純工事費	0
		(17)工場管理費	0
(6)工事原価 (3)+(4)+(5)+(18)	234,803,991	(18)工場製作原価 (16)+(17)	0
(7')一般管理費等(計上額)	38,026,009	((7)一般管理費等(計算額)	38,029,905)
(8')その他費目計	0		
(9)業務委託料等	0		
(10)工事価格 (6)+(7')+(8')+(9)（万円未満切り捨て）	272,830,000		

(11)消費税相当額	27,283,000
(12)請負工事価格 (10)+(11)	300,113,000
(13)入札書比較価格 (請負工事費の100/110)	272,830,000
(14)調査基準価格	274,175,000
(15)調査基準価格の100/110 (万円未満切り捨て)	249,250,000

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 河川工事　　合算工事： 0

対象工事費	172,411,281	直接工事費	172,411,281	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0

非対象額計（－）	0	
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）
管理費区分２， ７	0	（工場原価）
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）
管理費区分９	0	（間接費非対象額）
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）
対象額　支　給　品（＋）	0	
無償貸付機械評価額（＋）	0	

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	172,411,281	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額	172,411,281		0		0

共通仮設費（率分）

率（補正前）	6.65 %		0 %
施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1
率（補正後）	6.65 %		
計上額	11,465,000		0

比較結果	当該追加工事	A		
	0	0	調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	172,411,281	直接工事費	172,411,281
非対象額計（－）	0		
管理費区分１	0	（橋梁、ＰＣ桁、門扉、ポンプ等購入費）	
管理費区分２，７	0	（工場原価）	
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）	
管理費区分９	0	（間接費非対象額）	
管理費区分Ｔ	0	（直接工事費に含まれる処分費等）	
対象額　支　給　品（＋）	0		
無償貸付機械評価額（＋）	0		
現場環境改善費対象額（Ｐｉ）			
単独（追加工事）	172,411,281	現工事	0
		合算工事	0

現場環境改善費					
率（補正前）	0.7 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.7 %				
計上額	1,206,000		0		0

比較結果	当該追加工事	A	調整工事計上額	0
	0	0		

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	7,475,710				
運搬費	2,289,710	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	5,186,000
営繕費	0	現場環境改善費	0		

共通仮設費計	20,146,710

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	192,557,991	単独（追加工事）直接工事費	172,411,281	単独（追加工事）共通仮設費	20,146,710
非対象額計（－）	4,040,000				
管理費区分２，７	0	（工場原価）			
管理費区分５	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分９	4,040,000	（間接費非対象額）			
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	188,517,991	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	188,517,991		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	22.41 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	22.41 %		0 %		
計上額	42,246,000		0		0
			9,794,597 （工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	荒川調節池工事事務所　工務課			工事番号	2026061011	第 0 回変更
発注年月	令和08年06月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	河川工事	

工事原価	234,803,991					
純工事費	192,557,991	現場管理費	42,246,000	工期延長等に伴う現場維持費		0
非対象額計（－）	4,040,000					
管理費区分９	4,040,000	（支給品を除く間接費非対象額）				
管理費区分Ｔ	0	（全処分費等のうち３％または３０００万円を超える額）				
一般管理費等対象工事原価						
単独（追加工事）	230,763,991	現工事	0	合算工事		0
全処分費等を除く						
一般管理費等対象工事原価	230,763,991	現工事	0	合算工事		0
（調整工事入力で使用）						
前払金支出割合による補正係数	1	現工事				
財団法人等による補正係数	1					
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	230,763,991					
契約保証に係る補正値	0.04 %					
一般管理費率						
単独（追加工事）	16.44 %	現工事	0 %	合算工事		0 %
一般管理費	38,026,009					
業務委託料等	0					
調査基準価格	274,175,000					
調査基準価格の100/110	249,250,000	（ 91.36 %）				

Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事

特　記　仕　様　書

令和８年６月

荒川調節池工事事務所

第１章　総則

第1条　適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和８年度版)（以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
２．この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
３．この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL　https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html
４．本工事における「条件明示」については、別紙－１「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条　主任技術者等

1. 本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条　主任技術者等の専任期間

1. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。
2. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
3. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
4. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

第4条　専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事は、建設業法第２６条第３項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条　専任特例２号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第２６条第３項第二号の規定の適用を受ける監理技術

者（以下、「専任特例２号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。

（１）建設業法第２６条第３項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例２号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

（４）同一の専任特例２号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に２件までとする。なお、専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

（５）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。

（６）専任特例２号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

（７）専任特例２号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

（８）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

１）監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）

２）監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））

３）専任特例２号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（ＣＯＲＩＮＳの写し）

4. 本工事の監理技術者が専任特例２号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第１項（５）～（８）について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例２号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録・修正を適切に行うこと。

第6条　コリンズ（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条　コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点　埼玉県さいたま市西区二ツ宮
緯度　35° 53′03″　経度　139° 33′58″
終点　埼玉県さいたま市西区二ツ宮
緯度　35° 53′08″　経度　139° 33′ 56

※土木工事：位置情報の記載に関する留意事項

発注者は、原則として当初契約時に、入力する位置情報を特記仕様書に明記する。明記する位置情報については、以下のことに留意するものとする。なお、大凡の工事場所の把握を目的とすることから、過度な精度は求めない。

①工事場所を特定できる場合、その箇所の起点・終点それぞれの位置情報とする
②工事場所が複数箇所の場合、主たる箇所の起点・終点それぞれの位置情報とする

第8条　コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、荒川左岸４１ｋ付近において、池内水路整備工事（施工延長約２００ｍ）を行うものである。

第9条　コリンズ（CORINS）への設計業務名及びテクリス番号の入力

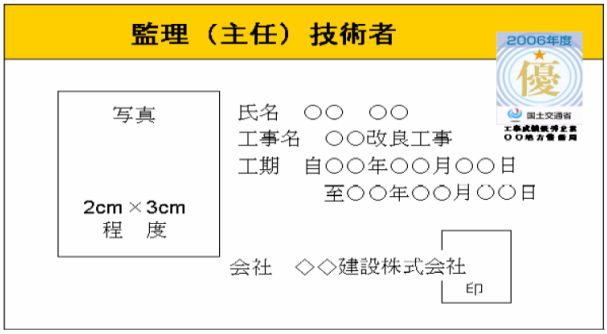
土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認

のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

業務名	テクリス番号
Ｒ４荒川第二・第三調節池池内水路構造検討業務	4049640599

第10条 施工体制台帳

1. 工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。



注意１）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
注意２）所属会社の写真とする。

第11条 調査・試験に対する協力

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

（１） 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事 においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

（２） 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

（３） 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は荒川調節池工事事務所のホームページにより公表する。

（４） 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。（別紙様式－０－１～１０）

資料名	内　　訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査（工事費）	元請、下請の工事費内訳

第12条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第13条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

①法覆護岸工

第14条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 8 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 8 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
4. また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

5. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第15条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によるものとする。

第16条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和７年３月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。

   工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
   令和７年３月版　国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーＩＤ数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
   ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
   ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
   ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第17条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

1. 本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（ 以下、「三者会議」という。） の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の

三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

2. 受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。
3. 「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第18条 設計審査会の設置

1. 本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。
2. 「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針 」（http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html）によるものとする。

第19条 工事環境の改善

1. 本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。
2. ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第20条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第21条 契約内容の変更手続きについて

1. 本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

（１） 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。

（２） 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第22条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１－１７から１－１－１－１９に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第23条 スライド条項

1. 工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。
2. 単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第24条 工事現場発生品

1. 仮設坂路箇所から発生する暗渠排水管の引渡し場所は、大宮ＳＹ(運搬距離 L=１７km 以下)とする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘要
暗渠排水管	φ1350	ｍ	17	大宮ＳＹ	L＝17km 以下	

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第25条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	基礎砕石

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第26条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合は監督職員と協議するものとする。

（１） 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有　□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 □有　■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式 2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地
・再資源化等に要した費用

3. 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第27条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

1. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号）第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第28条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Ｍを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Ｌを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Ｍを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第１編３－３－３配合」に従うものとする。

第29条 材料の立会調合

現場練コンクリートは、監督職員立会のうえ、調合しなければならない。

第30条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和 8 年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難い場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和 8 年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合

は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

3. 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ＩＣＴ活用工事実施要領(令和８年３月改定)の関連要領等一覧
（ＵＲＬ
「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」）
によるものとする。

第31条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 8 年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条１．の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和 5 年 3 月）（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL

（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<https://www.jcomsia.org/kokuban>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではないなお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第32条　ＩＣＴ活用工事（土工）について

1. ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

2. 定義

（１）i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みであり、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴを全面的に活用する工事である。また、本工事では、施工プロセスの以下①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。但し、現場条件により、ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもＩＣＴ活用工事とする。

対象は、土工を含む工事とする。

①３次元起工測量

②３次元設計データ作成

③ＩＣＴ建設機械による施工

④３次元出来形管理等の施工管理

⑤３次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、土工について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

①３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、 下記１）～４）から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

ただし、前工事または設計段階での３次元データが活用できる場合や管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合 においては、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量を実施しても ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

②３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工、及び３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

③ＩＣＴ建設機械による施工

５．②で作成した３次元設計データを用い、以下に示すＩＣＴ建設機械により、施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規定の準則（令和７年３月３１日国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１） ３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術、または建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、掘削、法面整形を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとし、その場合もＩＣＴ活用工事とするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④３次元出来形管理等の施工管理

５．③による工事の施工管理において、以下のとおり、出来形管理及び品質管理を行うものとする。なお、従来手法との二重管理は行わない。

（１）出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下１）～４）から選択（複数以上可）して実施するものとする。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下１）～４）を原則とするが、現場条件等により以下５）～８）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

８）施工履歴データを用いた出来形管理

９）地上写真測量を用いた出来形管理

（【補足】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」も適宜追加する※公告時削除）

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等については別途計上する。（し

ている。）

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

（実施する（した）出来形管理を具体的に掲載する。）

本工事における出来形管理においては、以下の出来形管理とし、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等については計上していない。

５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

⑤ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理

⑥施工履歴データを用いた出来形管理

⑦地上写真測量を用いた出来形管理

（２） 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理（締固め度）について、「ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はＲＩ計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、管理要領等による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよいものとする。

⑤ ３次元データの納品

５．①②④により作成した３次元データを、工事完成図書として電子納品する。

３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。

6. 上記５．①～④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出

した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

① ３次元起工測量

② ３次元設計データ作成

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

⑤ ３次元データの納品

３．受注者は、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～８によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

４．原則、本工事においては上記①②④⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとする。基礎工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

５．ＩＣＴ施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① ３次元起工測量

受注者は、工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下１）～４）から選択（複数可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下５）～７）の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

また、基礎工の関連施工としてＩＣＴ土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ＩＣＴ活用工事とする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

② ３次元設計データ作成

受注者は、５．①で得られた測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。

３次元設計データ作成はＩＣＴ土工等と合わせて行うが、ＩＣＴ基礎工の施工管理においては、３次元設計データ（TIN）形式での作成は必要としない。

③ 該当なし

④ ３次元出来形管理等の施工管理

（１）出来形管理
基礎工の施工管理において、以下１）～７）の技術から選択（複数以上可）して、出来形管理を実施するものとする。
また、以下１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。
１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記１）～７）のＩＣＴ施工技術を用いた計測によっては精度確保が困難となる部分や計測が非効率となる場合、監督職員と協議の上、写真・画像データ等と併用するなど出来形管理を行っても良いものとする。
（２）出来形管理基準および規格値
出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（１）で定める計測技術を用い以下１）の出来形管理要領による。
１）３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
（３）出来形管理帳票
現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元設計データあるいは平面図を提出することとする。
⑤ ３次元データの納品
５．①②④により作成した３次元データを工事完成図書として電子納品する。
３次元データの納品形式は、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」によるものとする。
６．上記５．①②④の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。
発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
７．土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果と

する。

８．本特記仕様書に疑義が生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第33条　ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））について

1. ＩＣＴ活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。

2. 定義

（１）i-Constructionとは、ＩＣＴ施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてＩＣＴ施工技術を活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。

（２）ＩＣＴ活用工事とは、、施工プロセスの以下段階において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することをＩＣＴ活用工事とする。
対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

①起工測量（選択）
②３次元設計データ作成
③ＩＣＴ建設機械による施工
④該当なし（３次元出来形管理等の施工管理）
⑤３次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下４～６によりＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①（選択）②③および⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用することとし、作業土工（床掘工）について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び数量、対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、作業土工（床掘工）と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ＩＣＴ施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

①起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはＩＣＴを用い

た起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した３次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ＩＣＴを用いた起工測量としては、３次元測量データを取得するため、以下１）～７）から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量

２）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量

５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量

６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量

②３次元設計データ作成

受注者は、４．③１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械により施工を実施する場合、４.①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ＩＣＴ建設機械による施工を行うため、３次元設計データを作成する。

③ＩＣＴ建設機械による施工

以下１）２）に示すＩＣＴ建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和７年３月３１日 国土交通省告示第２４０号）付録１測量機器検定基準２－６の性能における検定基準を満たすこと。

１）３次元ＭＣまたは３次元ＭＧ建設機械※

※ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する３次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する３次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

２）２次元ＭＧ建設機械

建設機械の作業装置の標高をリアルタイムに取得し、オペレーターが設定した基準面との標高差を表示することにより、建設機械の作業装置を誘導する２次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に３次元設計データ等を活用するものとする。

④３次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤３次元データの納品

４.②により作成した３次元設計データを工事完成図書として電子納品する。ただし、１－３①において、３次元起工測量を実施した場合は、取得した３次元測量データも３次元データ納品の対象とする。

6. 上記４．①（選択）②③の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、３次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第34条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第35条　ＩＣＴ活用工事（土工）の費用について

1. ＩＣＴ施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき費用を計上しているが、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」及び「３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上していない。

・ＩＣＴ活用工事積算要領

・ＩＣＴ活用工事（砂防土工）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（河床等掘削）積算要領

実施した場合は、以下の（１）（２）により設計変更の対象とし、費用を計上する。

（１）３次元起工測量・３次元設計データの作成費用

３次元起工測量・３次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元起工測量・３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

（２）３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、１m間隔以下（１点/㎡以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、３次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、３次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。

また、受注者から見積の提出がない場合は、３次元出来形管理・３次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の１）～４）とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

１）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、土工以外の工種に関するＩＣＴ活用について監督職員へ提案・協議を行う。また、土工についてもＩＣＴ活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ＩＣＴ活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

２ 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること.

施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第36条 ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘））の費用について

１．受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関するＩＣＴ活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

・ＩＣＴ活用工事（導入型）積算要領

・ＩＣＴ活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、３次元起工測量を実施するとともに３次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

２．施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第37条　ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査

ＩＣＴ活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。

施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。

調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第38条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

（１）洋式（洋風）便器

（２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

（３）臭い逆流防止機能

（４）容易に開かない施錠機能

（５）照明設備

（６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

（７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

（８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

（９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

（10）鏡と手洗器

（11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

（12）室内寸法 900㎜×900㎜ 以上（面積ではない）

（13）擬音装置（機能を含む）

（14）着替え台

（15）臭気対策機能の多重化

（16）室内温度の調整が可能な設備

（17）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
受注者は、上記１の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する 。
また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記２．の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第39条 BIM/CIM 活用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。
少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料１ 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。
受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。
BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。３次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

活用内容	活用内容の詳細
＜義務項目＞	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
２次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された３次元モデルを閲覧し、２次元図面を理解する際の参考にする。

現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された３次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
＜推奨項目＞	
施工ステップの確認	３次元モデルの視覚化効果により、現場が輻輳する場合に一連の施工ステップを確認する。
出来形管理への活用	省力化、省人化を図るため、３次元モデルとレーザー測量等を組み合わせて、構造物の出来形計測を行う。
現場条件の確認	３次元モデルに重機等を配置して、既設地下埋設物や近接構造物との離隔等、施工に支障がないかを確認する。
＜３次元モデル作成の目安＞	
詳細度	２００～３００程度 ３次元化の内容に応じて、部分的に詳細度４００とする場合がある。
属性情報	オブジェクト分類名のみを入力し、その他は任意とする。

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

（１） 工事概要
（２） 整理すべき課題
（３） BIM/CIM の実施内容（３次元モデルの活用内容、期待する効果等）
（４） ３次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された３次元モデルの仕様等）
（５） ３次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
（６） ３次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
（７） ３次元モデルの作成担当者
（８） ３次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。

以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

（１） 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、２次元図面との整合等）

（２） 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、３次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果の納品

以下の内容を納品する。様式について別添資料を参照すること。

（１） BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）

（２） BIM/CIM 実施報告書（３次元モデル作成引継書シート、３次元モデル照査時チェックシートを含む）

（３） 作成した３次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-LandXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. 貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した３次元モデルのデータを貸与することができる。

・ R4 荒川第二・第三調節池池内水路構造検討業務

5. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト（https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html）で提供されているので、適宜参照すること。

第40条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和８年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

Ⅰ. 架空線等上空施設の損傷事故防止

Ⅱ. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止

Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止

Ⅴ. 地下埋設物の損傷事故防止

Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

Ⅶ. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

（１） 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育

（２） 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

（３） 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行

なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和６年２月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に交通誘導員の配置が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

第41条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（１） 真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。

（２） 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高 25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。
施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。
なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。
上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（３） 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（４） 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（５） 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 ＝ 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

（６） 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

補正値（%） ＝ 真夏日率 × 補正係数※

※真夏日補正係数：１．２

第42条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第43条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－３１工事中の安全確保」に基づき、必要な対策を講ずるものとする。（以下「防災措置」という。）

なお、上記については、土木工事共通仕様書第１編「１－１－１－６施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－６を参考にすること。

防災措置に要する費用については第 25 条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第44条 出水期間施工中の退避時の措置について

施工は全範囲を一度に行うことなく、気象状況等を把握しつつ速やかに必要な措置（埋め戻し等）を行える範囲としなければならない。施工範囲、方法、措置を行う時期等については、施工計画書に記載し設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

なお、退避時の措置等に要した費用については、監督職員と協議するものとする。

第45条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等をとりまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

3. 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成２８年１２月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
4. なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

（http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html）

第46条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進す

るものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第47条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第48条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輌の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輌（以下、本工事関係車輌という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県のディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輌を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輌の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輌の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輌にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輌を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輌に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第49条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輌、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第50条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書１－１－１－３７交通安全管理第１４項における道路法第４７条の２に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

（１） 当該車両に関する特殊車両通行許可証

（２） 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）

（３） 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書１－１－１－４０官公庁等への手続等第３項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第51条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

（１） 仮設備関係 環境負荷の低減を実施するものとする。

（２） 営繕関係 現場休憩所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）を実施するものとする。

（３） 安全関係 盗難防止対策（警報器等）を実施するものとする。

（４） 現場景観の美装化を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。

3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の 100%を上限として設計変更の対象とする。

第52条 工期変更

1. 工期は、雨天、休日等１１１日を見込み、契約の翌日から令和９年３月２６日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）に加えて以下の日数を見込んでいる。

準備期間	４０日間
後片付け期間	２０日間
雨休率猛暑日補正有り（実働工期日数に休日と天候等による作業不能日※を見込むための係数）	１．６８

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

（１） １日の降雨・降雪量が１０mm／日以上の日：１５１日間

（２） ８時から１７時までの WBGT 値が３１以上の時間を足し合わせた日数：１０日間

（少数第１位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去５か年（2021 年～2025 年）の気象庁（川越観測所）及び環境省（さいたま地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
5. ６月１日から１０月３１日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること。

・準備・後片付け
・河川土工
・法覆護岸工
・仮設工

6. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-１６により、工事の始期及び終期を通知すること。
7. 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和９年３月２６日まで

8. 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第53条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合

は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。
施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
②著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第54条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条　工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第55条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、さいたま観測所（気象庁のデータ）における 1 日の降雨・降雪量雨が 10㎜ 以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第56条 個人情報の取扱について

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第１号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第２項第４号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

（１） 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に

従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

（２） 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第57条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	全ての工事

第58条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
Ｒ８荒川第二・三調節池基盤整備工事	荒川左岸４２．３ｋ～４４．８ｋ付近	令和8年10月～令和10年2月
Ｒ８荒川第二調節池下大久保囲ぎょう堤工事	荒川左岸３９．６ｋ～４０．５ｋ付近	令和8年12月～令和9年12月
Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その５工事	荒川左岸３９．０ｋ～３９．４ｋ付近	令和8年4月～令和9年3月
Ｒ７荒川第二調節池池内水路整備その６工事	荒川左岸３９．４ｋ～３９．７ｋ付近	令和8年4月～令和9年3月
Ｒ７荒川第三調節池土砂改	荒川左岸４４．４ｋ～４４．７	令和8年4月～令和8年11月

良他その１工事	ｋ付近	
Ｒ７荒川第二調節池土砂改良他その２工事	荒川左岸４４．１ｋ～４４．４ｋ付近	令和8年4月～令和8年11月
Ｒ７荒川第二調節池土砂改良他その３工事	荒川左岸４４．４ｋ～４４．７ｋ付近	令和8年11月～令和9年3月
Ｒ７荒川第二調節池土砂改良他その４工事	荒川左岸４４．１ｋ～４４．４ｋ付近	令和8年11月～令和9年3月
Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その１工事	荒川左岸３７．２ｋ～３７．６ｋ付近	令和8年9月～令和9年3月
Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その２工事	荒川左岸４０．６ｋ～４０．７ｋ付近	令和8年9月～令和9年3月
Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その３工事	荒川左岸４０．７ｋ～４０．９ｋ付近	令和8年9月～令和9年3月
Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その５工事	荒川左岸４１．１ｋ～４１．３ｋ付近	令和8年9月～令和9年3月
Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その６工事	荒川左岸４１．３ｋ～４１．５ｋ付近	令和8年9月～令和9年3月
Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その７工事	荒川左岸４１．５ｋ～４１．８ｋ付近	令和8年9月～令和9年3月
Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その８工事	荒川左岸４１．８ｋ～４２．０ｋ付近	令和8年9月～令和9年3月

第59条 新技術の活用　「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

（１） 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術

（２） 公共工事等において実用段階に達している技術

（３） 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

（４） 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

（１） 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL　http://www.netis.mlit.go.jp

（２） NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

（３） 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

（４） 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「普及促進技術」に該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第60条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 58 条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す(1)～(4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 58 条　新技術の活用「新技術の定義」３．対象とする新技術に示す(1)～(4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－ＶＥ」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第61条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議

システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL　https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（１） 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

（２） 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

（３） 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

（４） 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

（５） フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-１９を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査

に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

（６） 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

（７） 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準　令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）　」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

（８） 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第62条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例　○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注

者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案)』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（１） 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（２） 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（３） 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（４） 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（５） 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（６） 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号） 』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第63条 契約後ＶＥ方式

1. 定義

「ＶＥ提案」とは、契約書第 19 条の２の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. ＶＥ提案の意義及び範囲

（１） 受注者がＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

（２） 以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含まないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

②契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる

提案。

③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. ＶＥ提案書の提出

（１） 受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合は、次に掲げる事項をＶＥ提案書（別紙様式－１～４）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

②ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③ＶＥ提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

（２） 発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

（３） 受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、当該ＶＥ提案に係る部分の施工に着手する３５日前までに、発注者に提出できるものとする。

（４） ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. ＶＥ提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. ＶＥ提案の採否等

ＶＥ提案の採否について、原則として、ＶＥ提案の受領後 14 日以内に書面（別紙様式－５）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. ＶＥ提案を採用した場合の設計変更

（１） ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

（２） 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

（３） 前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

（４） ＶＥ提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がＶＥ提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、ＶＥ管理費については、原則として変更しないものとする。

7. ＶＥ提案の活用と保護

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第64条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html　参照] に基づき行うものとする。

第65条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 64 条　新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第66条　直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

（受注者希望方式）

１．本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。

２．受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。

３．発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定

するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

４．発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第67条　情報管理体制の確保

1. 受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書 1-1-1-6 に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式－１８を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。
2. 受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
3. 受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
4. 要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
5. 受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
6. 受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第68条 低炭素型コンクリート試行工事（プレキャスト）

本工事は、建設関連業界等のカーボンニュートラルに向けた取組を促進するとともに、調達上の課題等を検証するため、セメント置換率の高いコンクリートなどのコンクリート製造時の CO2 排出量（コンクリートの材料の CO2 排出を含む）を削減した「プレキャスト製品による低炭素型コンクリート」の試行工事である。

①低炭素型コンクリート製品の規定・確認

低炭素型コンクリートはポルトランドセメントの置換率が５５％以上のもの又はこれと同等以上の CO2 排出削減効果のあるものとし、本工事では大型連結ブロック・基礎ブロック・縦帯ブロック・横帯(隔壁)ブロック・巻止ブロックに低炭素型コンクリート製品を使用するものとする。受注者は、低炭素型コンクリート製品の購入前に、以下が確認出来る資料を監督職員に提出するものとする。

・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場の所在
・低炭素型コンクリート製品の出荷を予定している工場と施工現場までの運搬距離
・低炭素型コンクリート製品による CO2 排出削減効果（算出可能な場合に限る）
・低炭素型コンクリート製品の見積書

低炭素型コンクリート製品の配合品質証明書等を監督職員に提出し、監督職員は置換率が５５％以上であること又は同等以上の CO2 排出削減効果があることを確認するものとする。

②試行工事の実施に要する費用

当該試行工事の実施に要する低炭素型コンクリート製品の費用は見積によるものとし、設計変更の対象とする。

③試行結果の検証への協力

試行にあたり受注者は実施状況や結果検証のための調査に協力するものとする。

第69条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクト・エンジニアリング（株）に委託している。

第70条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント（株）に委託している。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。(「閲覧のみ可能」で登録)

第71条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号　最終改正令和 6 年 6 月 14 日)第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているＷＥＢ

会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてＷＥＢ会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第72条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－１２によるものとする。

第73条 施工者と契約した第三者による品質証明の試行

1. 試行の実施

本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事であり、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行の延長について」（令和5年6月1日付け国会公契第11号、国官技第64号、国北予第7号）別添「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」（以下「要領」という。）及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」（以下「ガイドライン」という。）（国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照）に基づき実施するものとする。

2. 品質証明業務の実施

受注者は、要領及びガイドラインに基づき、品質証明者に品質証明業務を実施させなければならない。

3. 品質証明者の選定

受注者は、ガイドラインに定める資格及び実務経験を有する者で発注者が示した者の中から品質証明者を選定しなければならない。品質証明者は複数人登録を可能とする。

ただし、以下の要件に該当しないものとする。

（１） 組織においては、以下のいずれかに該当する者

①当該工事の施工者

②当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（２次以下も含む。）にある者

（２） 個人においては、以下のいずれかに該当する者

①当該工事の施工者

②当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下関係（２次以下も含む。）にある者

③①又は②に掲げる者のいずれかに属している者

（３） 当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けている期間中である者

（４） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

（５） 当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、「当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者」とは、以下の①又は②に該当する者である。

①当該工事の施工者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

②品質証明者の属する組織の代表権を有する役員又は品質証明者個人が当該工事の施工者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該組織又は個人

4. 品質証明者との契約

受注者は、要領に基づき品質証明者と以下の内容を含めた契約を締結するものとする。

（１） 要領及びガイドラインに基づく品質証明業務の実施

（２） 品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等

（３） 品質証明の期間

（４） 契約金額

5. 品質証明者との契約書の写し等の提出

受注者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに当該契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した書面や複数人登録の場合は名簿等の関係書類を監督職員に提出しなければならない。

6. 品質証明に必要な資機材等の提供

受注者は、品質証明者が品質証明を行うにあたり必要な労務及び資機材等を提供しなければならない。

7. 契約図書の変更に関する通知

受注者は、契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知しなければならない。

8. 品質証明結果の修正

受注者は、品質証明結果に誤謬又は脱漏があった場合において、監督職員がその修正を請求したときには、品質証明者に対して、その修正を行わせなければならない。

9. アンケートへの協力

受注者は、監督職員から実施状況等の把握のためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたアンケート等への協力を求めるものとする。

10. 実施状況等の確認

受注者は、発注者から品質証明の実施状況等の確認を求められた場合、協力しなければならない。

11. 品質証明の期間

本工事における品質証明期間は、工事着手日から工事完了日までとする。

12. 品質証明にかかる費用

品質証明者の臨場日数は 40 日を見込んでいるが、臨場日数の実績にあわせて品質証明

費用に係る契約変更ができるものとする。また、早出・残業、休日・夜間等、品質証明のための臨場日数以外の費用についても、実績にあわせて契約変更ができるものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により臨場日数が増加した場合は、この限りでない。

13. 業務効率化

（１）品質証明チェックシート以外に添付すべき資料の有無、チェックシートの内容・項目については、３者（施工者、品質証明者、監督職員）で協議の上、工事着手するものとする。

但し、既存資料の活用や、添付資料を最小限とするなど業務負担軽減に努めること。

（２）受注者は、品質証明者が立会い予定の事前把握が出来るよう、メールやＦＡＸ、ＡＳＰ等を活用し、進捗状況の共有に努めること。

14. 確認の頻度

品質証明の確認頻度は、ガイドライン記載の頻度を基本とするが、現場状況、工事規模、工種等からガイドライン記載の頻度で実施することに支障がある場合は、3 者（施工者、品質証明者、監督職員）で確認頻度を協議決定してから工事着手すること。

15. ヒアリングの実施

受注者は、監督職員から、今年度の取り組みの効果や採算性や参入意欲向上のヒアリング等を求められた場合、協力しなければならない。また、受注者は、品質証明者に対して、監督職員から求められたヒアリング等への協力を求めるものとする。実施にあたっての調査票は、監督職員より通知する。

第74条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和 5 年 3 月）（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和 6 年 3 月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第75条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の１０書類に限定して資料検査を行うものする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外

・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第76条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第77条 段階確認の項目

受注者は、下記の工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は、種別、細別、確認の予定時期を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
河川土工	掘削工	土（岩）質が変化した時
築堤・護岸工		法線設置完了時
護岸工	基礎工	設置完了時

第２章　土工

第78条 土取場

土取場については下記の通りとするが、詳細については監督職員から指示するものとす

る、なお、運搬距離に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

土取場	運搬距離	備考
秋ヶ瀬ストックヤード （埼玉県さいたま市桜区下大久保地先）	Ｌ＝６．５ｋｍ以下	

第79条 掘削工

1. 掘削土量に変動が生じた場合は、変動量については、監督職員と協議しなければならない。
2. 掘削工で発生する土砂は盛土に流用するものとするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
3. 掘削工で発生する土砂の運搬場所については、監督職員と協議するものとする。

第80条 盛土工

1. 盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 締固め度の管理は、以下に示す乾燥密度あるいは、空気間隙率によるものとする。

（１） 乾燥密度による規定

「関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値」（令和５年３月改定）によるものとする。

ただし、試験方法が「JIS A 1214」の場合、測定１回当たりの測定点は３個を原則とする。

（２） 飽和度又は空気間隙率による規定

下表に示す土質については、その飽和度又は空気間隙率が対応した範囲にあることとする。

なお、測定１回当たりの測定点は３個を原則とする 。

土質分類	飽和度（Ｓｒ）	空気間隙率（Ｖａ）
砂質土｛ＳＦ｝ (25%≦74μｍふるい 通過分＜50%)	－	Ｖａ≦15%
粘性土｛Ｆ｝	85%≦Ｓｒ≦95%	2%≦Ｖａ≦10%

第３章　無筋・鉄筋コンクリート

第81条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	ｽﾗﾝﾌﾟ	水ｾﾒﾝﾄ比	呼び強度	ｾﾒﾝﾄの種類
河床コンクリート	25（20）mm	8cm	60%以下	24.0N/mm2以上	高炉B種

ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

※注１

本工事の特記仕様書、数量総括表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。契約後に受発注者間でスランプ値の確認を行い、施工条件等により、協議の上、スランプを指定することができる。

ただし、（１） 使用するコンクリートの単位水量、単位セメント量、水セメント比を配合計画書により確認する（２）使用するコンクリートの目標スランプが 12cm を超える場合には、（１）に加え、試し練りを行い材料分離抵抗性を確認すること。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成 14 年 8 月一部改正）により行うものとする。

第82条 配合

一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては５５%以下、無筋コンクリートについては６０%以下としなければならない。

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

（１） 仮設構造物（建設後数年の内に撤去するもの。）

（２） 最大高さ 1m 未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。

（３） 管（函）渠等（φ600 未満、600mm×600mm 未満）の構造物。

（４） 道路照明、標識、防護柵等の構造物。

（５） 耐久性を期待しない構造物。

第４章　土木工事材料

第83条 セメントコンクリート製品

コンクリートブロックは、「護岸用コンクリートブロックの製作管理基準」（令和８年３月改定）によるものとする。

第84条 モルタル

モルタルに使用するセメントの種類は、高炉セメントでセメント量は１：３とする。

第85条 吸出し防止シート

1. 河川護岸用吸出し防止シート

河川護岸用施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」（表－１参照）を有しているシートについては使用できるものとする。

項目	基準	備考
透水性	１０－２（１/ｓ）以上	JISL3204準拠
厚さ	１０mm以上	
引張強度	１．０ｔｆ／ｍ以上	縦・横方向共
化学的安定性（強度保持率）	70%以上130%以下	JISK7114準用(PH5～9)
耐候性（強度保持率）	70%以上130%以下	JISA1410JISA1415準用
適用勾配	１：３	

上記については、河川護岸用吸出し防止シートのみ適用し、取付護岸（仮設）及び護床工等には適用しないものとする。

「公的試験機関による技術証明書」の内容は、「平成４年度建設省告示第 1324 号」における評価項目のうち、基準については下記によるものとする。

表－１

評価項目	評価基準	試験方法
開孔径	O95／D85≦１．０ （尚、O95≦0.2mmは上記判定不要）	振動式開孔径試験
垂直方向透水性	１０－２（１/ｓ）以上	JISL3204準拠
引張強度	1.0tf/m以上	JISL3204準拠
化学的安定性（強度保持率）	70%以上130%以下	JISK7114準拠 (PH5～9)
対候性（強度保持率）	70%以上130%以下	JISA1410 JISA1415準拠
摩擦（静止摩擦係数）	μ≧0.5（適用勾配１：２以上）	国土センター

	0.3（適用勾配１：３以上）	統一試験

なお、「技術証明書」については「公的試験機関」が複数であっても認めるものとする。

2. 取付護岸・護床吸出し防止シート

取付け護岸に使用する吸出し防止シートは厚さ 10 ㎜とし、品質、規格については表－２によるものとする。

護床工に使用する吸出し防止シートは厚さ 20 ㎜とし、品質・規格については表－２によるものとする。

3. 品質管理方法

シートの生産者はシートの生産過程において品質試験を行い、その試験成績表を保管しておくものとする。

（１） 納入される製品には、シート設置にあたり裁断した場合でも、全ての裁断片に、①製品名②製造年月日③製造工場名が明示されていること。（製造年月日は整理番号でもよい）

（２） 納入される製品は、表－２の品質試験により管理されているものとする。

①「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において３日に１回以上の割合で行われているもの。

②「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において、20,000 ㎡に１回以上の割合で行われているもの。

表－２ 吸出し防止シートの品質・規格及び試験方法

項目	規格	試験方法
密度	０．１２g/cm3 以上	JISL3204(1992)
圧縮率	１２％以下	〃
引張強度	１tf/ｍ以上	JISL3204(1992)準拠
伸び率（最大強度時）	５０％以上	JISL3204(1992)
耐薬品性（不溶解分）	９０％以上	〃
透水性	０．０１ 1/S 以上	JISL3204(1992)準拠

4. 現場における検査方法

（１） 現地において、施行面積 2,000 ㎡毎に監督職員が指示する荷札表示されたシートについて、工場での品質試験結果を提出すること。

さらに、現地に納入される製品の裁断布に近いシートの公的機関における成績証明書を提出すること。

（２） 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

5. 吸出し防止シートの施工

河川護岸用及び取付護岸・護床吸出し防止シートの重ね幅は、10 ㎝以上とする。

第86条 目地板

護岸基礎コンクリート、縦帯工、巻止め工の目地材は、樹脂発泡体（15 倍発砲）とし、厚さは 10 ㎜とし、20m ごとに設置するものとする。護岸の割付により設置間隔が変更される場合は監督職員へ協議するものとする。

第５章　一般施工

第87条 連結ブロック張

1. 曲線部、端末部分等で使用するブロックの規定寸法での施工が出来ない場合は、半割ブロックを使用するものとし、半割ブロックが使用できない箇所については場所打ちコンクリート（呼び強度 240kgf/cm 2 以上（24.0N/mm2・W／C＝60%以下））をブロック厚以上打設するものとする。
2. 連結ブロックの連結後、間詰材により間詰めを行うものとする。間詰材はモルタルを使用するものとする。

第88条 工事用道路工

1. 既設工事用道路を使用する前に、路面の状態等を確認・記録し監督職員に提出するものとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。
2. 施工箇所の工事用道路の出入口については、荒川左岸３７．２ｋｍ付近（羽根倉橋上流）とする。なお、現地状況の変更にともない工事車両の通行に支障が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第89条 仮設工

1. 本工事に関する仮設は設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分検討のうえ、設計図書により難い場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 仮設工（工事用坂路）に使用する土砂については、以下の土取場より採取するものとする。詳細については、監督職員と協議するものとする。

土取場	運搬距離	備考
No.71～No.83川表付近 （埼玉県さいたま市西区二ツ宮地先）	Ｌ＝０．３ｋｍ以下	

3. 本工事における水替工は、下記の通り見込んでいる。なお、現地条件の変更等によりこれにより難い場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

設置箇所	ポンプ台数	排水量区分	排水方法
池内水路施工箇所	φ200㎜×2 台	0 以上 120(m3/h)未満	常時排水

４．本工事における敷鉄板は、施工範囲及び土取場（秋ヶ瀬 SY）への設置を見込んでいる。なお、現地条件の変更等により、設置の必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

第６章　その他

第90条 特定外来生物の対応

1. 本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第91条 河川環境への配慮

1. 本工事の施工箇所及びその周辺には、環境上配慮すべき生物の生育が確認されていることから、工事着手前に、監督職員から河川環境情報図等の提示を受けるものとする。
2. 環境上配慮すべき生物の生育に配慮すべき事項とその対応方針について別途発注者から指示するものとし、その内容については設計変更の対象とする。
3. 上記２で決定した配慮すべき事項とその対応方針について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする

第92条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第93条 地震発生後の建設工事現場の点検について

1. 地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

（１） 気象庁地震計で震度４の地震が発生した場合。

①現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

②現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業

時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

（２） 気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。

①夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第94条 工事現場における説明性の向上

1. 受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

別紙－１

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	□ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 □ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 □ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 □ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第1章第57条 第1章第52条 第1章第52条
用地関係	□ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 □ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 □ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 □ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ■ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 □ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 □ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第1章第47条 第1章第48条 第5章第89条
安全対策関係	□ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 □ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 □ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 □ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 □ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ■ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ■ 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 □ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 □ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 □ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	第5章第88条 第5章第88条
仮設備関係	□ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 □仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 □仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	□ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 □ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第1章第26条
工事支障物件等	□ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 □ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	□ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 □ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	□ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ■ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 □ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 □ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 □ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 □ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 □ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 □ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 □ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第1章第24条

概略工事工程表

工事名 ： R8荒川第二調節池池内水路整備その4工事

工　種		単位	数　量	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
〈築堤･護岸〉		式	1	契約 余裕期間							
準備		式	1								40日間
仮設工		式	1								･坂路設置･撤去
河川土工		式	1								･掘削工：3P ･盛土工：3P ･法面整形工：3P
法覆護岸工		式	1								･左岸：大型連結ブロック：4P ･右岸：大型連結ブロック：4P
後片付け		式	1								20日間
制約条件	出水期間	―									6月1日～10月31日

位置図　S=1:50000

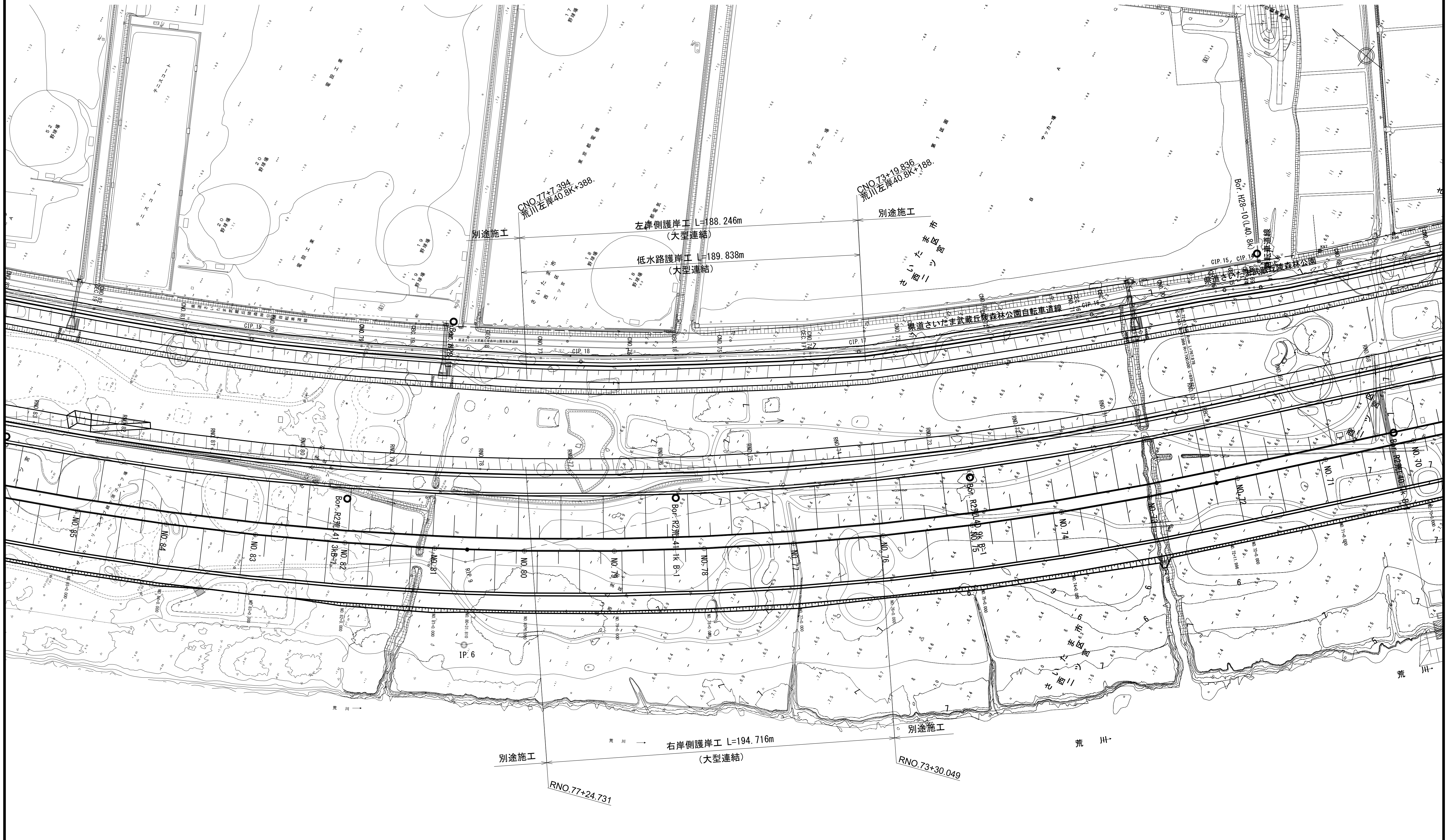


1:50000

0　500m　1000m　2000m　3000m　4000m　5000m

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事						
図面名	位　置　図						
縮尺	1:50000	図面番号	1 / 13				
年月日	令和　8 年　6 月　　日						
所長		副所長		課長		係長	設計
事務所名	国土交通省　荒川調節池工事事務所						

平 面 図　S=1:1000

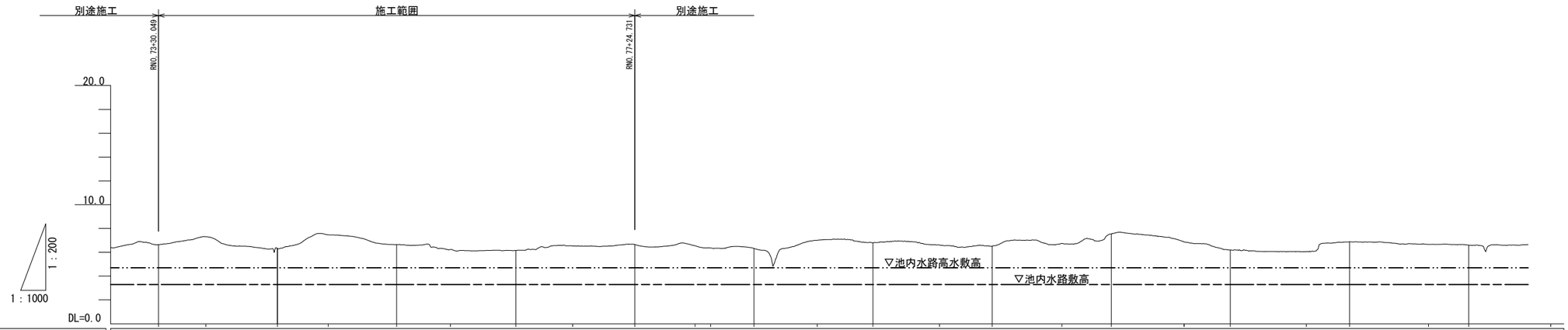


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

業務名	R８荒川第二調節池池内水路整備その４工事		
図面名	平 面 図		
作成年月日	令和 8 年 6 月		
縮尺	S=1:1000	図面番号	2 / 13
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事業者名	国土交通省荒川調節池工事事務所		

池内水路縦断図(1)　SV=1:200 SH=1:1000

管理盛土高
池内水路高水敷高
池内水路敷高

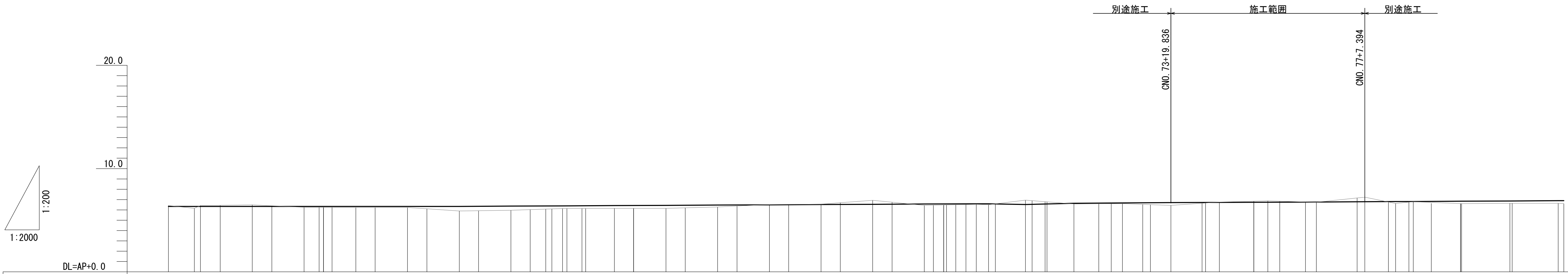


池内水路高水敷高	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700	4.700
池内水路敷高	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300	3.300
現地盤高	6.643	6.318	6.640	6.160	6.653	6.328	6.799	6.518	7.551	6.194	6.878	6.597												
追加距離	3680.049	3700.000	3750.000	3800.000	3850.000	3874.731	3900.000	3950.000	4000.000	4050.000	4100.000	4150.000	4200.000	4250.000										
単距離	30.049	50.000	50.000	50.000	50.000	24.731	50.000	50.000	50.000	50.000	50.000	50.000	50.000	50.000										
測点	RNO.73	RNO.74	RNO.75	RNO.76	RNO.77	RNO.78	RNO.79	RNO.80	RNO.81	RNO.82	RNO.83	RNO.84	RNO.85											
曲率図	R=1700 L=839.627																							

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R８荒川第二調節池池内水路整備その４工事		
図面名	池内水路縦断図(1)		
作成年月日	令和　8 年　6 月		
縮尺	SV=1:200 SH=1:1000	図面番号	3 / 13
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

池内水路縦断図(2) SV=1:200 SH=1:1000



管理用道路測点	追加距離	単距離	計画高	現地盤高
CNO.54	2700.000	21.586		
+25.060	2725.060	25.060	6.340	6.14
+30.958	2730.958	5.898	6.340	6.42
CNO.55	2750.000	19.042		
+31.098	2781.098	31.098	6.340	6.48
CNO.56	2800.000	18.902		
+31.237	2831.237	31.237	6.340	6.25
CBC.11	2845.768	14.531		
CNO.57	2850.000	4.232		
CEC.11	2908.362	8.362		
+31.293	2881.293	22.931	6.340	6.23
CNO.58	2900.000	18.707		
+31.296	2931.296	31.296	6.340	6.23
CNO.59	2950.000	18.704		
+31.300	2981.300	31.300	6.340	5.89
CNO.60	3000.000	18.700		
+31.303	3031.303	31.303	6.365	5.96
CNO.61	3050.000	18.697		
CBC.12	3065.025	15.025		
CEC.12	3070.955	5.930		
+31.307	3081.307	10.352	6.390	6.13
CBC.13	3082.520	4.213		
CNO.62	3100.000	14.480		
CEC.13	3103.535	3.535		
+31.309	3131.309	27.774	6.415	6.14
CNO.63	3150.000	18.691		
+31.309	3181.309	31.309	6.440	6.15
CNO.64	3200.000	18.691		
+31.309	3231.309	31.309	6.465	6.29
CNO.65	3250.000	18.691		
+31.309	3281.309	31.309	6.490	6.52
CNO.66	3300.000	18.691	6.499	
+31.309	3331.309	31.309	6.515	6.55
CNO.67	3350.000	18.691	6.524	
+31.309	3381.309	31.309	6.540	6.92
CNO.68	3400.000	18.691	6.549	
+31.309	3431.309	31.309	6.565	6.44
CBC.14	3440.071	8.762		
CNO.69	3450.000	9.929	6.574	
CEC.14	3452.784	2.784		
CBC.15	3461.751	8.967		
CEC.15	3471.525	9.774		
+31.453	3481.453	9.928	6.590	6.53
+43.455	3493.455	12.002	6.596	6.50
CNO.70	3500.000	6.545	6.599	
+29.113	3529.113	29.113	6.615	6.94
CBC.16	3535.488	6.375		
CEC.16	3548.065	12.577		
CNO.71	3550.000	1.935	6.626	
+26.006	3576.006	26.006	6.640	6.57
CNO.72	3600.000	23.994	6.653	
+22.898	3622.898	22.898	6.665	6.61
CBC.17	3642.591	19.693		
CNO.73	3650.000	7.409	6.685	
+19.836	3669.836	19.836	6.700	6.44
CNO.74	3700.000	30.164	6.716	
CEC.17	3703.362	3.362		
+16.778	3716.778	13.416	6.725	6.76
CNO.75	3750.000	33.222	6.736	
+13.669	3763.669	13.669	6.740	6.88
CBC.18	3775.063	11.394		
CNO.76	3800.000	24.937	6.759	
+10.535	3810.535	10.535	6.765	6.74
CNO.77	3850.000	39.465	6.786	
+7.394	3857.394	7.394	6.790	7.23
CEC.18	3880.205	22.811		
+37.197	3887.197	6.992	6.806	6.63
CNO.78	3900.000	12.803	6.813	
+4.227	3904.227	4.227	6.815	6.80
CBC.19	3921.720	17.493		
CNO.79	3950.000	28.280	6.839	
+1.007	3951.007	1.007	6.840	6.60
+47.767	3997.767	46.760	6.865	6.64
CNO.80	4000.000	2.233	6.866	
+44.508	4044.508	44.508	6.890	6.64
CNO.81	4050.000	5.492	6.893	

曲率図

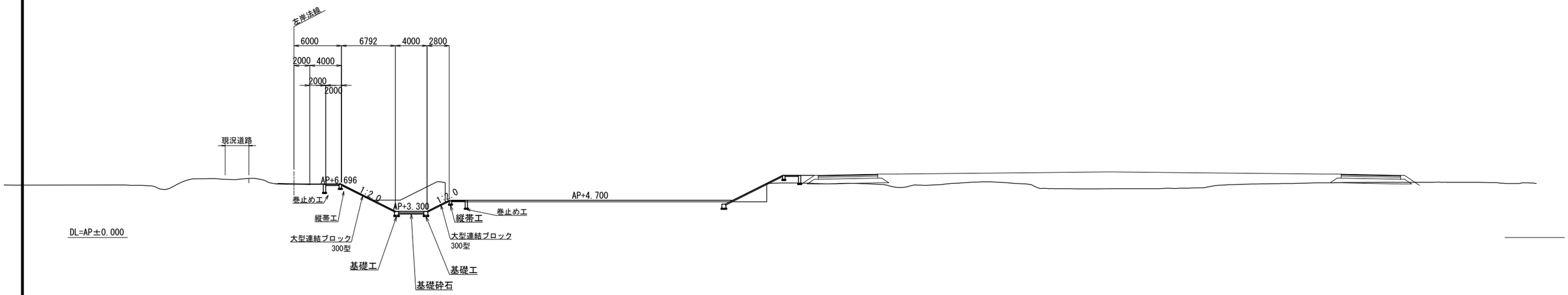
	IA	R	TL	CL	SL
CIP.11	3-36-28.49	200.000	6.299	12.594	0.099
CIP.12	1-41-55.75	200.000	2.965	5.930	0.022
CIP.13	1-1-56.07	1000.000	9.008	18.016	0.041
CIP.14	7-17-2.44	100.000	6.365	12.713	0.202
CIP.15	5-36-6.51	100.000	4.892	9.777	0.120
CIP.16	1-26-28.38	500.000	6.289	12.577	0.040
CIP.17	6-57-49.84	500.000	30.423	60.771	0.925
CIP.18	6-1-27.3	1000.000	52.620	105.143	1.383
CIP.19	6-50-10.97	1500.000	89.594	178.976	2.673

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

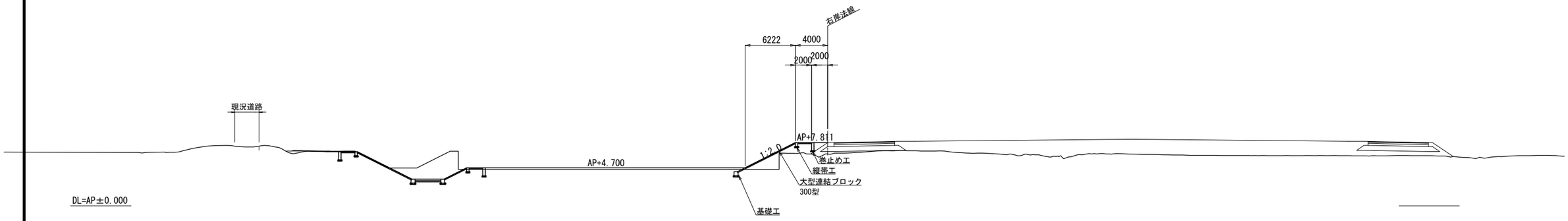
工事名	R８荒川第二調節池池内水路整備その４工事
図面名	池内水路縦断図(2)
作成年月日	令和 8 年 6 月
縮尺	SV=1:200 SH=1:1000 / 図面番号 4 / 13
会社名	株式会社 建設技術研究所
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所

池内水路標準断面図 S=1:250

左岸1:2.0（CNO.73+19.836～CNO.77+7.394）



左岸1:2.0（RNO.73+30.049～RNO.77+24.731）



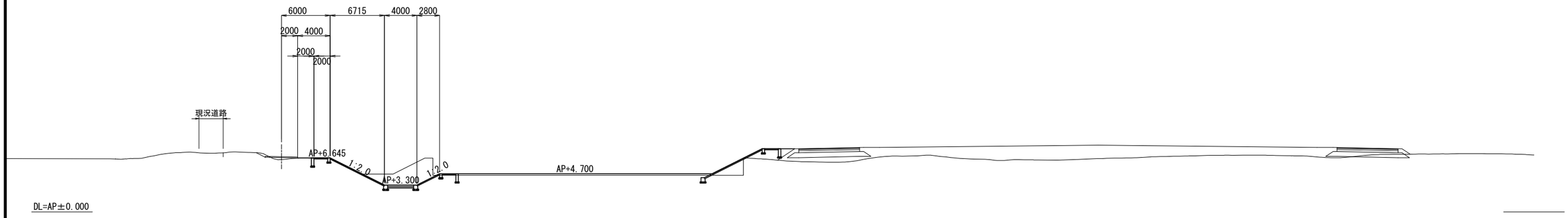
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R８荒川第二調節池池内水路整備その４工事		
図面名	池内水路標準断面図		
作成年月日	令和　8 年　6 月		
縮尺	図 示	図面番号	5 / 13
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

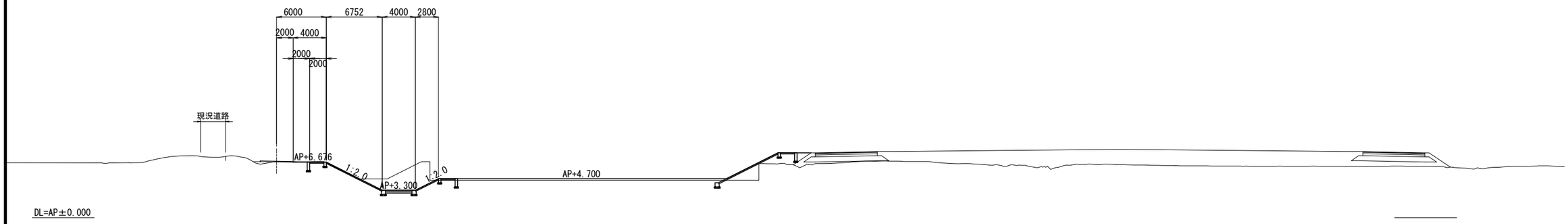
横断図(1) S=1:250

左岸側

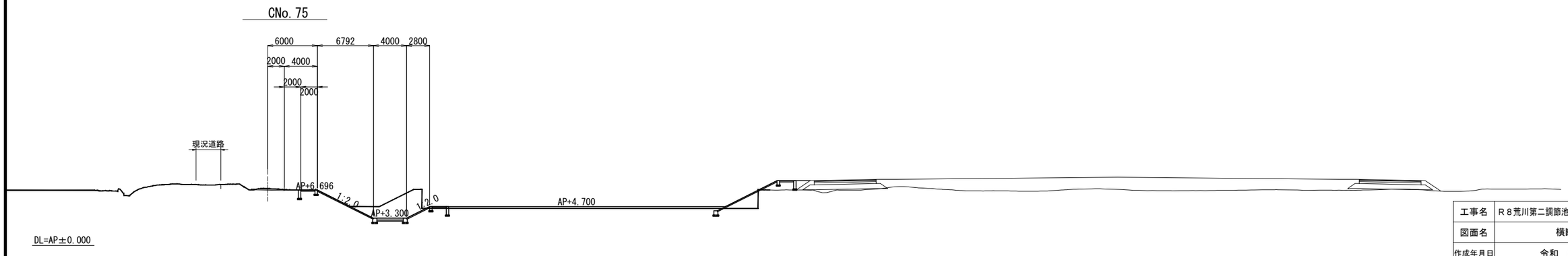
CNo. 73+19.836



CNo. 74



CNo. 75



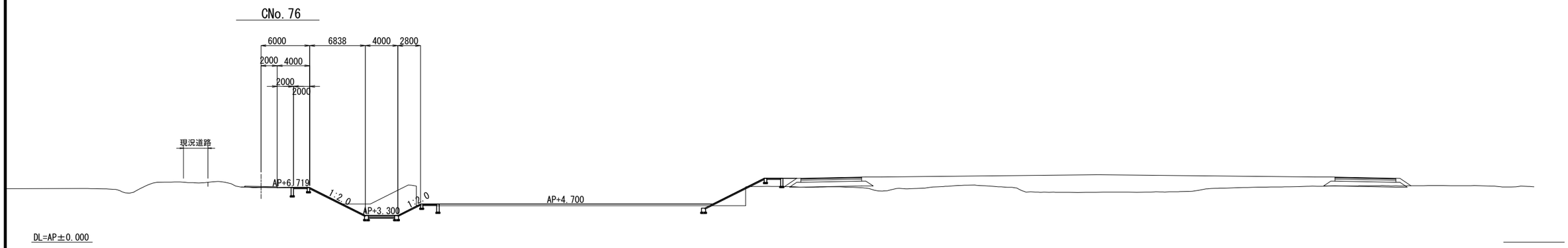
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R８荒川第二調節池池内水路整備その４工事		
図面名	横断図(1)		
作成年月日	令和 8 年 6 月		
縮 尺	S=1:250	図面番号	6 / 13
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

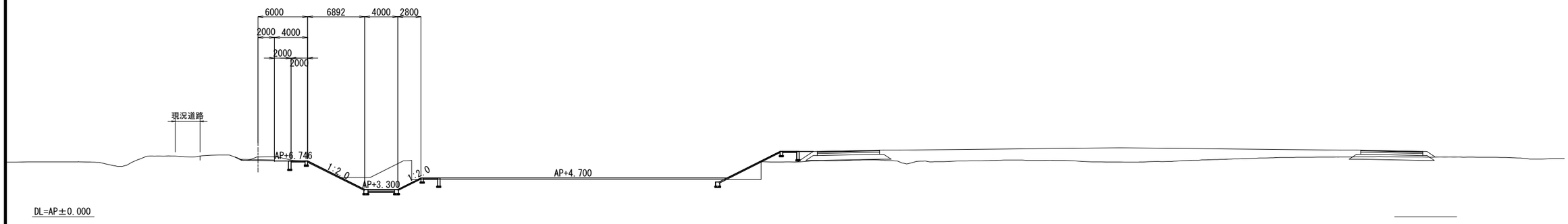
横断図(2) S=1:250

左岸側

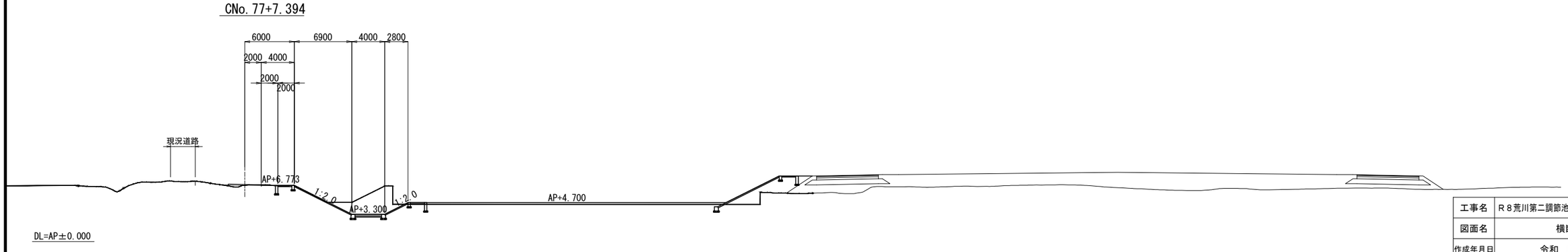
CNo.76



CNo.77



CNo.77+7.394



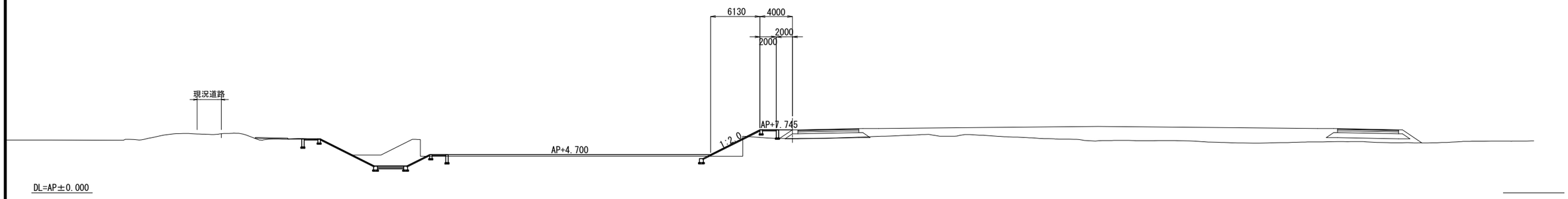
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R８荒川第二調節池池内水路整備その４工事		
図面名	横断図(2)		
作成年月日	令和 8 年 6 月		
縮 尺	S=1:250	図面番号	7 / 13
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事務所名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

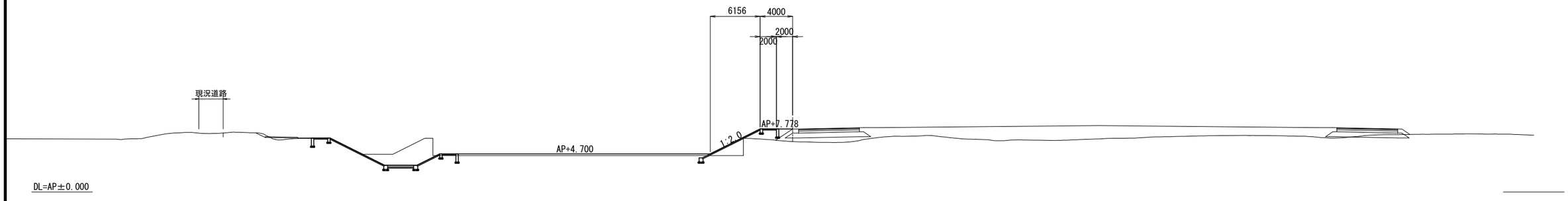
横断図(3) S=1:250

右岸側

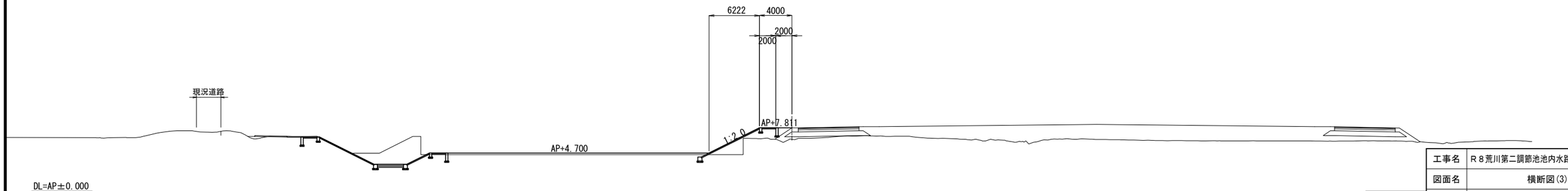
RNo. 73+30. 049



RNo. 74



RNo. 75



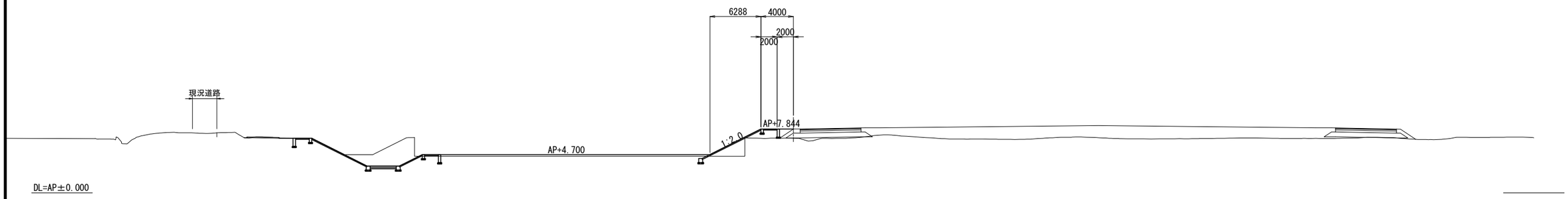
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R８荒川第二調節池池内水路整備その４工事		
図面名	横断図(3)		
作成年月日	令和 8 年 6 月		
縮尺	S=1:250	図面番号	8 / 13
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

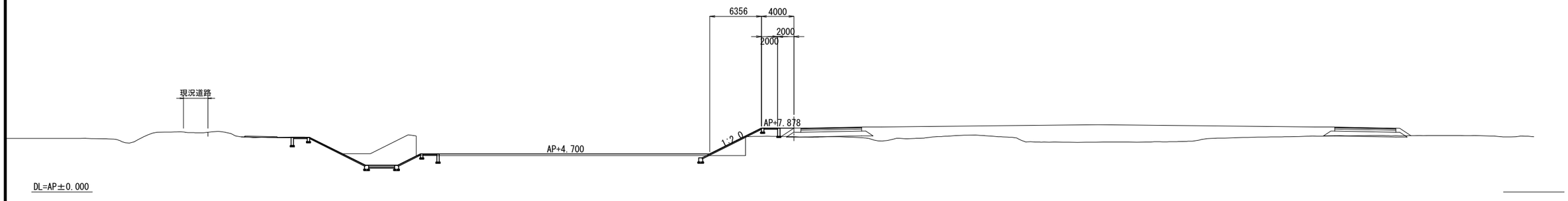
横断図(4) S=1:250

右岸側

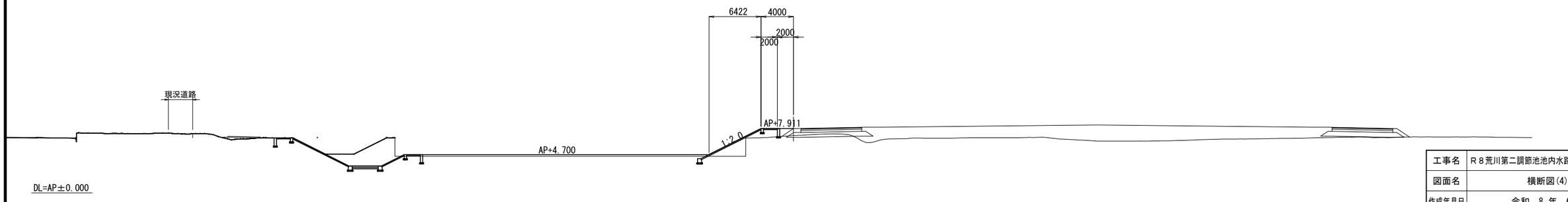
RNo.76



RNo.77



RNo.77+24.731



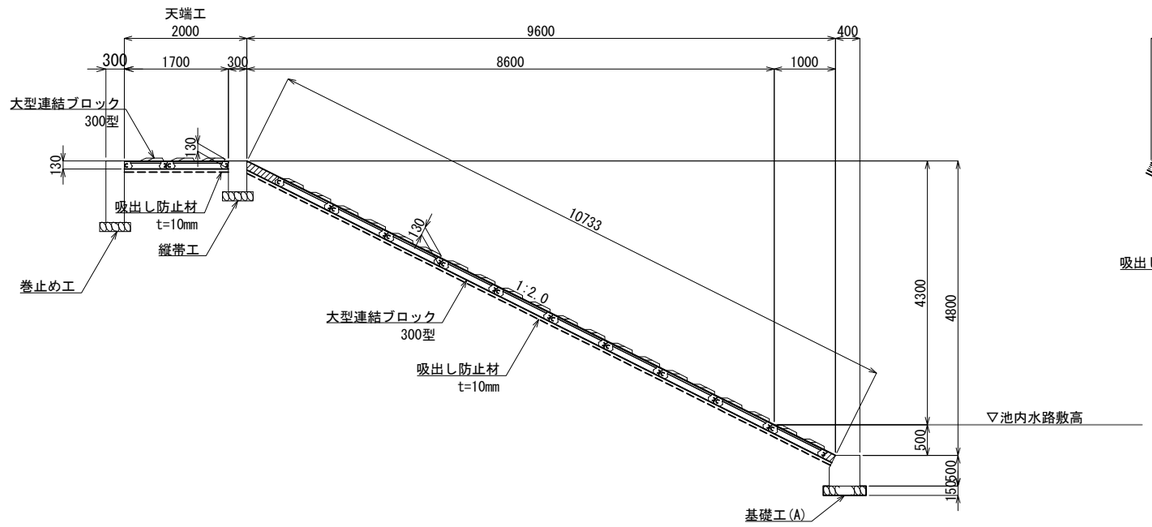
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R８荒川第二調節池池内水路整備その４工事		
図面名	横断図(4)		
作成年月日	令和 8 年 6 月		
縮尺	S=1:250	図面番号	9 / 13
会社名	株式会社 建設技術研究所		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

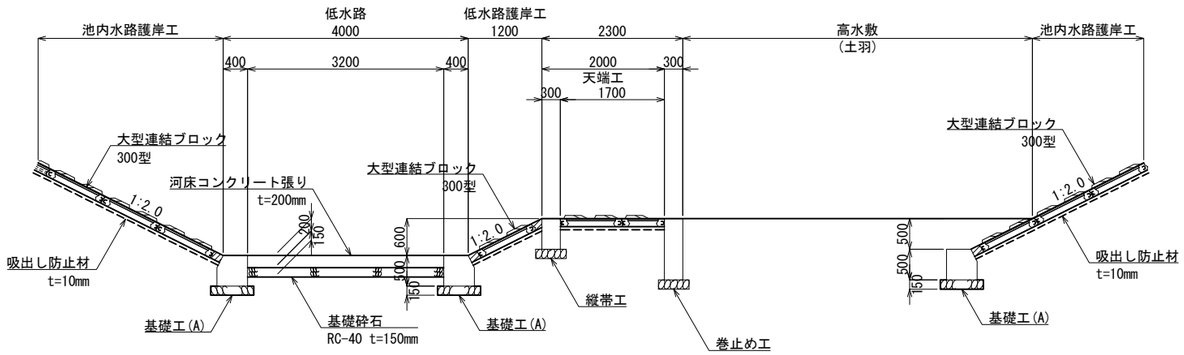
護岸工構造図 S=1:50

大型連結ブロック

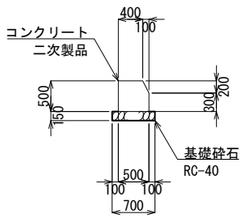
大型連結ブロック標準断面図 S=1:50



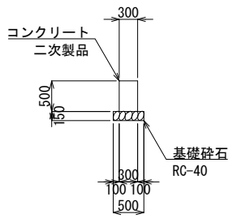
低水路部標準断面図 S=1:50



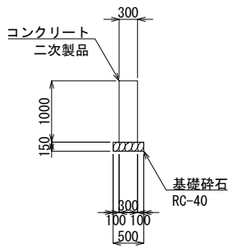
基礎工(A) S=1:50



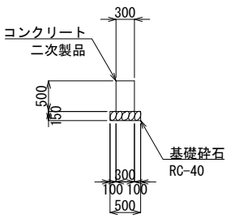
縦 帯 工 S=1:50



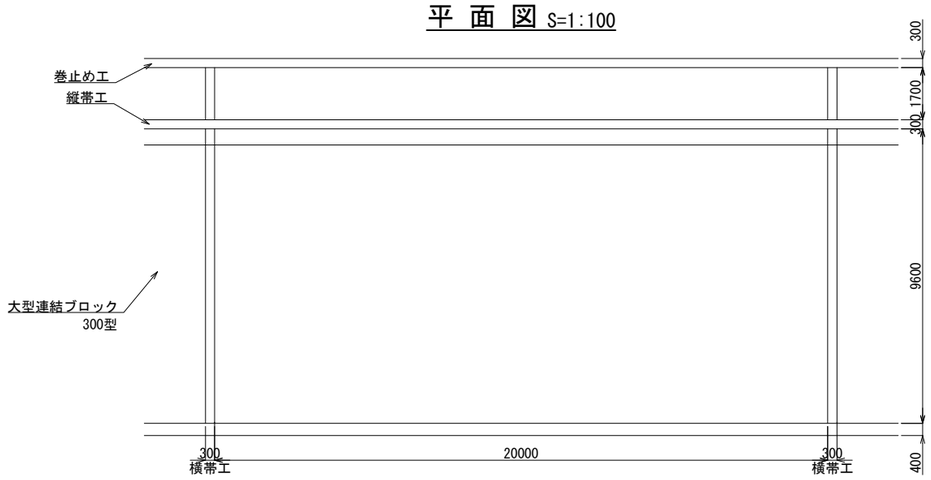
巻止め工 S=1:50



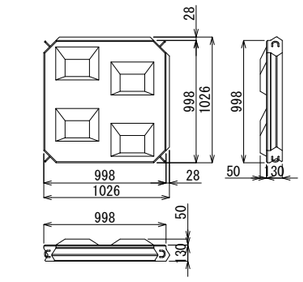
横 帯 工 S=1:50



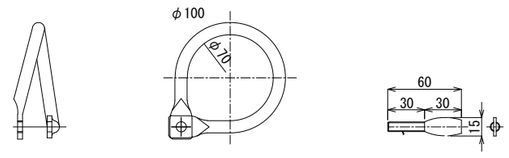
平 面 図 S=1:100



コンクリートブロック S=1:50

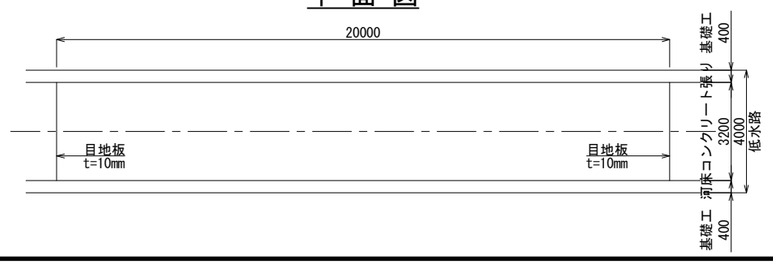


連 結 金 具 S=1:2.5

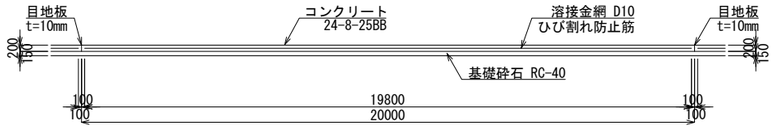


河床コンクリート張り 標準断面図 S=1:100

平 面 図



断 面 図

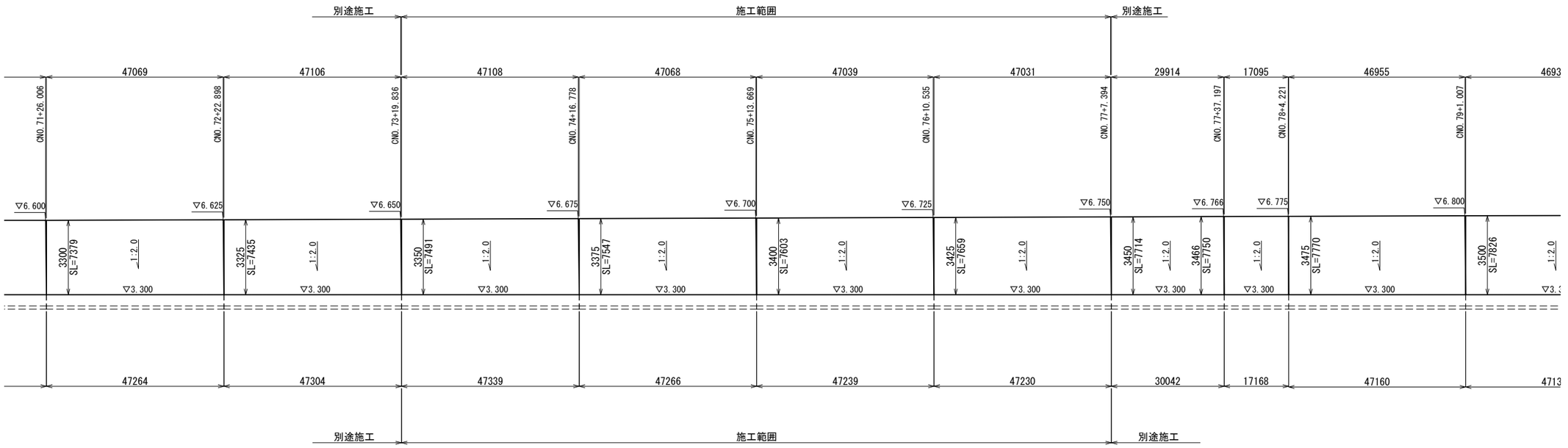


工事名	R８荒川第二調節池池内水路整備その４工事		
図面名	護岸工構造図		
作成年月日	令和 8 年 6 月		
縮尺	図 示	図面番号	10 / 13
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省 荒川調節池工事事務所		

護岸工展開図(1)

V=1:100
H=1:600

左岸側護岸工



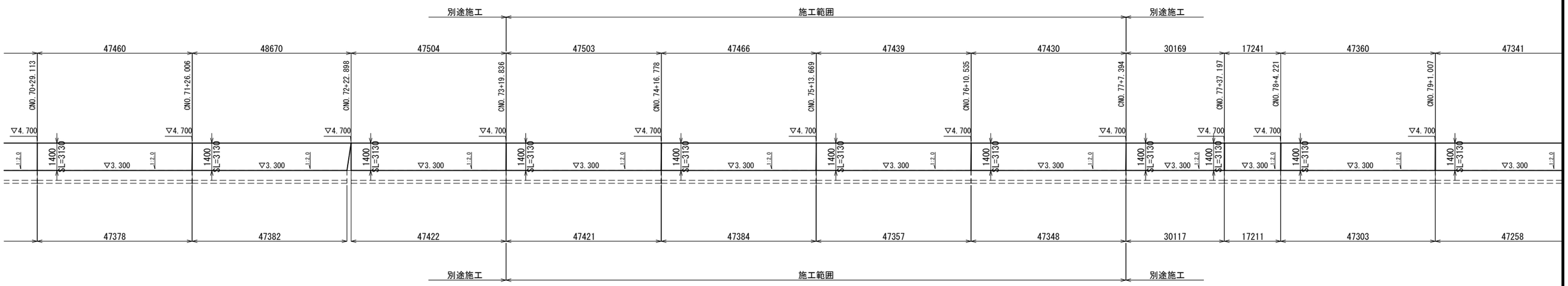
工事名	R８荒川第二調節池池内水路整備その４工事		
図面名	護岸工展開図(1)		
作成年月日	令和　8 年　6 月		
縮尺	V=1:100 H=1:600	図面番号	11 / 13
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省荒川調節池工事事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

護岸工展開図(2)

V=1:100
H=1:600

低水路護岸工



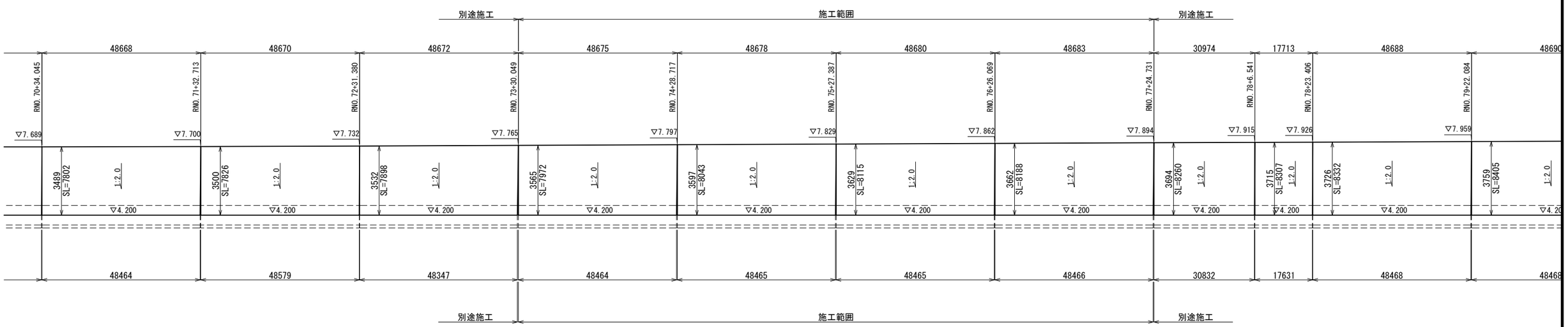
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R８荒川第二調節池池内水路整備その４工事		
図面名	護岸工展開図(2)		
作成年月日	令和　8 年　6 月		
縮尺	V=1:100 H=1:600	図面番号	12 / 13
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

護岸工展開図(3)

V=1:100
H=1:600

右岸側護岸工



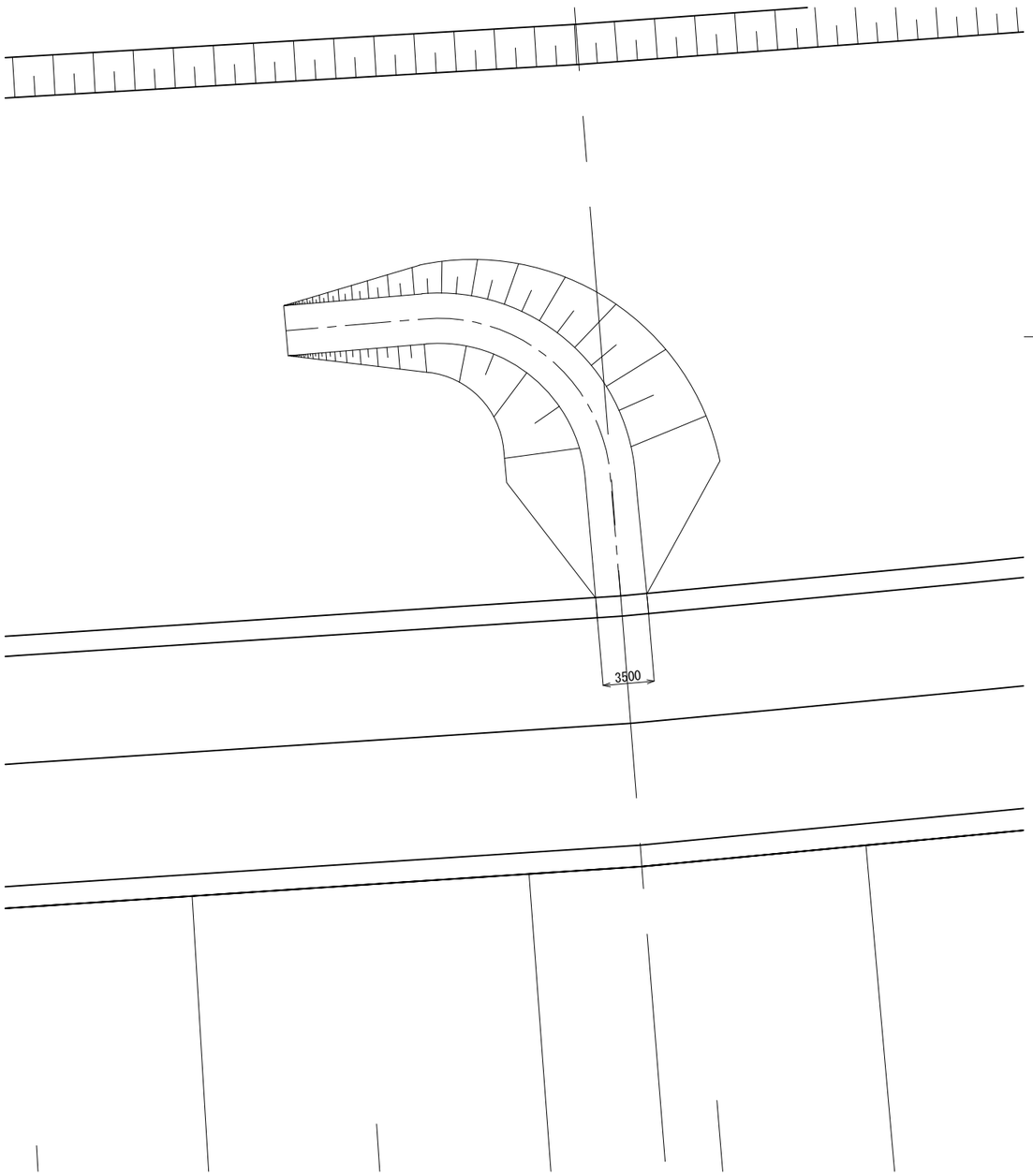
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R８荒川第二調節池池内水路整備その４工事		
図面名	護岸工展開図(3)		
作成年月日	令和　8 年　6 月		
縮尺	V=1:100 H=1:600	図面番号	13 / 13
会社名	株式会社オリエンタルコンサルタンツ		
事業者名	国土交通省　荒川調節池工事事務所		

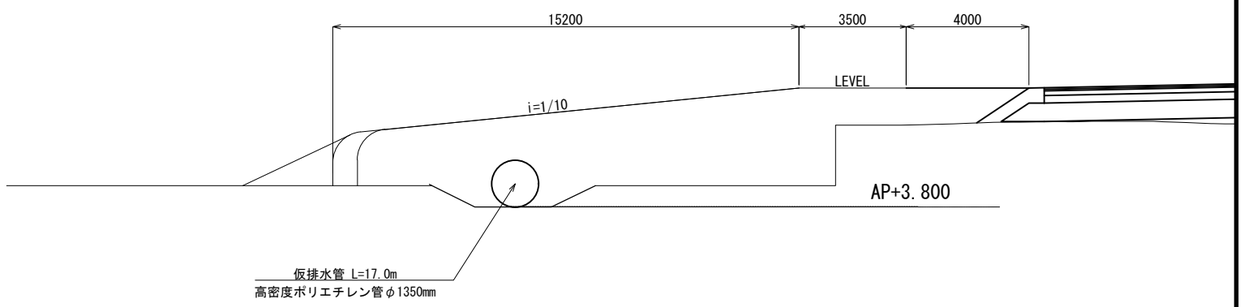
仮設工図（参考図）

池内水路仮設坂路　RN0.73+30.049

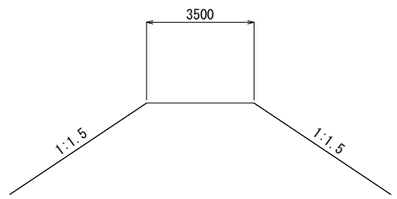
平面図 S=1:200



坂路工構造図 S=1:100



坂路工横断図 S=1:100



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	Ｒ８荒川第二調節池池内水路整備その４工事		
図面名	仮設工図（参考図）		
作成年月日	令和　8 年　6 月		
縮尺	図 示	図面番号	参の1
会社名			
事業者名	国土交通省荒川調節池工事事務所		